

予算特別委員会会議録

日時 平成24年3月21日（水） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時27分

場所 議事堂地下会議室

委員出席者 委員長 望月 清賢
副委員長 齋藤 公夫
委員 高野 剛 鈴木 幹夫 石井 脩徳 望月 勝
白壁 賢一 山田 一功 桜本 広樹 森屋 宏
山下 政樹 早川 浩 木村富貴子 土橋 亨
飯島 修 望月 利樹 臼井 成夫 前島 茂松

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 横内 正明

副知事 小沼 省二

総務部長 田中 聖也

リニア交通局長 小池 一男

産業労働部長 新津 修

県土整備部長 酒谷 幸彦

教育長 瀧田 武彦

知事政策局長 平出 亘

福祉保健部長 古屋 博敏

観光部長 後藤 雅夫

公営企業管理者 中澤 正徳

警察本部長 唐木 芳博

企画県民部長 丹澤 博

森林環境部長 中楯 幸雄

農政部長 松村 孝典

林務長 深沢 侑企彦

議題 第27号 平成24年度山梨県一般会計予算
第28号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第29号 平成24年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第30号 平成24年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
第31号 平成24年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第32号 平成24年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第33号 平成24年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第34号 平成24年度山梨県県税証紙特別会計予算
第35号 平成24年度山梨県集中管理特別会計予算
第36号 平成24年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第37号 平成24年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第38号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第39号 平成24年度山梨県公債管理特別会計予算
第40号 平成24年度山梨県営電気事業会計予算
第41号 平成24年度山梨県営温泉事業会計予算
第42号 平成24年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時00分から午前11時51分まで自民党・県民クラブの質疑を行い、休憩をはさみ午後1時02分から午後1時41分まで明全会の質疑を行い、休憩をはさみ午後1時55分から午後3時06分

までフォーラム未来の質疑を行い、さらに休憩をはさみ午後3時20分から午後3時55分まで自民党県政会、午後3時56分から午後4時26分まで自由民主党の質疑を行った。

その後、討論及び採決を行い、午後4時27分に閉会した。

主な質疑等

質疑

(ワイン産地確立推進事業費について)

齋藤副委員長

私は、本日の予算委員会の口切り役として質問に立たせていただきます。自民党・県民クラブの齋藤公夫であります。大変光栄に思っております。

横内知事におかれましては暮らしやすさ日本一を掲げ、第二期チャレンジ山梨行動計画を着実に実行することは今期最大の公約でもあり、県民の期待が大きいものがあります。言葉では言うがやすしですが、結果ががたしに終わらないためにも不退転の決意で取り組んでほしいと思っております。

それでは、初めに我が自民党県民クラブの仲間でもあり、席を同じくする白壁委員が去る19日の質問の折、質問が繰り越された点がありますので、仲間の1人としてほうっておけませんので、私のほうから白壁委員になりかわり質問させていただきます。

当初予算、概要30ページのワイン産地確立推進事業費についてであります。19日の説明を聞き、ワインづくりの基本である醸造用ブドウの将来のことを考えたときに、さまざまな要因がありますので、トータルで底上げが必要なことはよくわかっておりますが、品質の改良、高品質化の視点として大変に不安を覚えざるを得ません。県として事業の組み立て、内容、予算額等で山梨の醸造用ブドウの栽培は高品質化していく長野や北海道といった結果を出している新興地域に追い抜かれたということはないのか。また、大丈夫であろうかということの見解をお伺いいたします。

横内知事

委員が御指摘になりました高品質なワインの生産に向けて醸造用ブドウの高品質化、大丈夫かと、こういう御質問でございます。県としては平成19年度からワイン産地確立推進事業というものを実施をして、5年来これを実施してきているところでございます。この事業は今、お話がありましたような高品質なワインの生産を実現をしていくために、ワイン酒造組合と一緒にしまして、一つには醸造技術そのものを高度化するというと同時に、醸造用のブドウの質を高めていくという、この2つのことを一体的に取り組んできたところでございます。

今までこの醸造用ブドウにつきましては、果樹試験場におきまして優良と思われる品質、系統というものを、まずウイルスに感染していないかどうかということのチェックをしっかりとやった上で、幾つか果樹試験場として優良と思われる種類の増殖をしてきたわけでありまして、それをいよいよ今度は、ことしになりまして、12のワイナリーに配付をして、各ワイナリーでそれを栽培をしてもらって、実際ブドウをとって、二、三年後にはブドウができるわけですが、ブドウをとって、そしてそれをワインに実際やってみて、どの系統が非常にいいかどうかという、そういう系統の選別をこれからやっていくことになるわけでございます。

同時に、ワインセンターにおいても試験醸造ということも同じようなことを

やろうとしているところでありまして、そういうことによって質の高い醸造用のブドウの系統選抜をして質を高めていきたいという努力をしているところでもあります。

長野とかその他、確かに高品質なワインができる、醸造用ブドウがいいものができるということがあるわけでありまして。全体として地球温暖化が進展している中で、欧州種の赤の系統については、やっぱり山梨県の、特にこの盆地は少し暑過ぎるということもあって、どうしても病気にかかりやすいとか、そういう問題がございます。長野なんかは割と寒冷地ですから、山梨県でも北杜市、八ヶ岳の南麓はいいんでございますが、そういったハンディを負いつつあるということがありまして、それだけにまた、こういう系統選抜によるウイルスフリーの質のよい醸造用ブドウの系統をつくっていくことが大変大事なことでございますので、そういう努力をこれからもしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

（当初予算全体について）

齋藤副委員長

ありがとうございます。横内知事みずから国内はもとより、外国まで足を延ばして東奔西走しておられてまことに心強く思っております。職員の皆さんも知事の施策実行のためにスピード感を持って対応していただきたいと思えます。

それでは、これより私の質問に入らせていただきます。最初に、平成24年度当初予算全体についてであります。

まず、県債残高についてお伺いいたします。

予算概要の10ページでは県債残高の推移が示されておりますが、平成24年度においても、平成22年度からほぼ横ばいの1兆円近くになっております。

知事は就任の際、将来の県民負担を減らすための県債残高削減を公約してきましたが、全体としては増加している状況にあります。第二期チャレンジ山梨行動計画では、4年間で600億円の削減目標を掲げていますが、県債残高の今後の見通しをお伺いいたします。

横内知事

県債残高につきましては、いわゆる臨時財政対策債の発行によって増加をしているという状況でございます。臨財債といいますのは、釈迦に説法でございますけれども、国が配分をしてまいりまして、山梨県はことしはこれだけだよと、こう、決めてくるわけでございますが、それを県が勝手に減らすということは実際問題できない性格のものであります。他方、同時にまたその返済については国が全部責任持ちますと、こう言っているものでございます。いずれにしても臨財債というのは県がみずからの判断でコントロールできないものでございますので、この臨財債を除いた、いわゆる通常の県債等残高というものの削減に努めているところでございます。通常の県債等残高は、県の判断で増減することができるものでございますので、臨財債を除いた通常の県債等残高の削減に努めているところでございます。

今後の県債等残高の見通しにつきましては、委員御指摘のように、第二期チャレンジ山梨行動計画では、平成26年度末までに600億円削減をするというふうに見込んでいるところでございますけれども、その後の経過といたしまして、それを上回る730億円ぐらいの削減となるというのが最新時点での見込みでございます。これは、出資法人改革の取り組みによりまして、環境整備事業団等に係る将来の債務保証が約100億円減少したということが主な要因でございます。この出資法人改革に伴うものを除いた県債残高の削減の状況は、大体この600億円程度ということでございます。公共事業の縮減とか、

そういうことによって大体600億円程度が達成できるものというふうになっております。

齋藤副委員長

県債残高の削減を果たすためには、公共事業の段階的な削減はやむを得ないと承知しております。しかしながら、多くの県民は、本県の道路や河川の整備状況が十分であるというような認識はまだまだ持っていないというのが私の実感であります。こうした状況においても、必要な公共事業については重点的に実施していくべきだと思っております。

次に、予算全体で私がもう一つ心配している基金についてお伺いいたします。予算概要2ページの歳入・繰入金では、519億円が計上されていますが、このうち65億円は基金の取り崩しであると承知しております。予算編成に当たって財源の見通しが立たない場合、一時的に財政調整基金を取り崩し、予算編成を行います。年度末には調整基金に戻すように努力をすることが原則であると考えますが、今年度の見通しについて伺います。

特に、本県では、今後、中部横断自動車道建設事業の平成29年度全線開通に向けた一層の加速化や、新山梨環状線北部区間の着工、リニア中央新幹線の開通を見据えた基盤整備など、大規模な社会資本整備が予定されております。多額の財政出動が予想されるところであります。

将来の県民のために、基金の取り崩しは極力回避し、積立を行い、将来に備えるべきと考えますが、今後の基金残高の見込みとあわせてお伺いいたします。

田中総務部長

お答え申し上げます。まず、明年度の基金残高の見通しでございますが、残高は本年度末の579億円から明年度末には515億円に減少する見込みでございます。一方で、本年度におきましては2月補正予算までに全額の取り崩しを回避しているところがございますので、明年度におきましても執行段階での経費の節減に努めまして、できる限り回避をできるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、今後の基金残高の見通しでございますが、明年度予算案をベースにいたしまして機械的に推計いたしますと、社会保障関係費の増加などによりまして中期的には61億円から126億円の財源不足が見込まれまして、取り崩しを一部回避したとしても、残高は漸次減少していく見込みでございます。

このため、社会保障関係費の増加に対応いたしました税財源の充実強化を国に対して強く要望していくとともに、今後の本県の大規模プロジェクトにも備えまして、残高の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

齋藤副委員長

次に、職員の削減について伺います。私は、こうした厳しい財政状況においては、県は身を削っても財政の健全化を果たす必要があると思っております。これまで、定員適正化計画に基づいて職員定数を削減していることは承知しておりますが、これがすべてだということではなく、今後においても、事業の見直し、廃止、民間委託や指定管理者制度のさらなる工夫を考えて、職員定数を削減する姿勢を持ち続けることが必要であるのではないかと考えます。ご所見をお伺いいたします。

田中総務部長

お答え申し上げます。財政の健全化を図る上で職員数の削減によって人件費を抑制していくことは極めて重要な課題であると考えております。このため、平成19年度から23年度までの4年間にわたりまして、定員適正化計画に基づきます職員数の純減を進めまして、目標を上回る純減を達成したところでご

ございます。これによって職員数は現状の業務量や組織体制に対しましては必要最小限の規模になったと考えております。

したがって、今後は一律に純減目標を定めることはいたしません。引き続き簡素で効率的な組織づくりを進めまして、職員数の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

齋藤副委員長

最後に、こうしたときこそいろいろ知恵を絞って財政健全化につなげていく必要があると思いますが、再度ご意見をお伺いいたします。

横内知事

長引く景気低迷という中で、国、地方を通じて財政状況は大変に厳しいものがあるわけですが、将来にわたって県民に対して安定的にサービスを提供していくためには、議員御指摘のように、健全で持続可能な財政運営というものをしっかりとやっていくことが重要だと考えております。

具体的には、総務部長から御答弁いただきましたように、一方において財源をしっかりと確保する努力をしながら、経費の節減に努めていく、行政改革を進めていくということが大事でございます。とりわけ、公共事業の選別と重点化を図りながら、今後も県債等残高の削減に着実に取り組んでいくということと、それから、職員数の適正な管理に努めまして、人件費を抑制をしていく。そういうことと同時に、主要な基金につきましては残高はしっかりと確保いたしまして、将来、例えば災害等が発生した場合にも大丈夫なように、将来の財政負担に適切に備えていくということが大事だと思っております。

（森林環境保全基金事業費について）

齋藤副委員長

私は、財政の健全化を図るためには、県税収入をやっぱりふやすことが必要であるし、自主財源率を高めるということが必要であります。そのためにはやっぱり人口を増加したり、企業を誘致したりしながら、自主財源をどう高めていくかということが大事だというふうに思っておりますし、24年度の当初予算でも県税収入850億円ということですが、これは23年度に比べて若干伸びてはおりますが、しかし、公債費比率は年々増加しております。28年度見込みでは17.5%ということですから、やっぱり危険水域にあるものでありますから、自主財源率を高めるように努めてもらいたいと思っております。

次に、当初予算概要48ページの森林環境税の基金について伺います。

新税として森林及び環境の保全に関する事業を実施することになりますが、既存の事業の予算を他に回し、そこへ森林環境税を充てるのでは成果が出ません。財源の組みかえに過ぎません。既存の森林整備事業を工夫して執行していかなければ効果が出ないように考えますが、御所見をお伺いいたします。

深沢林務長

お答えいたします。

木材生産を通じた林業経営に資する森林につきましては、これまでも造林事業といたしまして国の補助金や森林所有者の負担によりまして、植えつけ、除伐、間伐等を実施してまいりましたけれども、今後はこれまで以上に森林施業の集約化、それから作業道の整備等の促進を図りまして、より効率的な森林整備が進むように努めてまいりたいと考えております。

森林環境税を活用した事業につきましては、森林所有者による費用負担が困難で、荒廃が進んでいる民有林の人工林約1万9,000ヘクタールを対象といたしまして、間伐の実施によりまして広葉樹の発生を促しまして、針広混交林化を図る一方で、森林所有者に対しましては林地の転用、それから伐採等の

制限を長期間行いまして、公益的機能が高い森林が維持されるように努めていくものとしているものでございます。以上でございます。

齋藤副委員長 県民全体で森づくりに取り組むためには、県民からの理解が不可欠であります。そのためには、森林環境税がどこにどのように使われているのか県民に明確に示す必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

中楯森林環境部長 森林環境税の使途の明確化ということでございますけれども、税制度の内容とともに、税を活用して行う事業につきましてもポスターやリーフレット、またテレビ、ラジオなど県の広報媒体も積極的に活用いたしまして、今後とも周知に努めてまいります。

また、事業実施後の内容につきましても、幅広い観点からご意見を伺いますよう、税を御負担していただく県民、企業、そして森林整備にかかわる団体の代表者などからなる基金運営委員会において御議論をいただいた上で、県ホームページなどにより公表してまいりたいと考えております。以上でございます。

齋藤副委員長 森林環境税を既存の収入と明確に区分して管理するため、森林環境保全基金を設置するというところでありますが、管理の状況についても広く県民に示す必要があります。そこで、基金の透明性を確保するため、管理状況や事業の実施状況などについて定期的に公表できるような仕組みを考え、県民に知らしめることが必要ではないかと考えますが、御所見をお願いいたします。

中楯森林環境部長 森林環境税でございますが、県民税の均等割りに上乗せして徴収することとございますので、既存の税と区分して行いますために基金を設置するものでありますが、その森林環境税を活用して整備した場所やその事業量、事業の実施状況などとともに税収等の繰入や取り崩し、運用内容などと基金の管理状況につきまして、基金運営委員会に御報告をすることとしております。

また、委員会では事業効果の検証を行いますとともに、事業に対する御意見もいただくこととしておりまして、これらの内容は県ホームページなどを通じて県民に公表し、森林環境税の使途を初め、基金管理の透明性を確保してまいります。以上です。

齋藤副委員長 私の地元でも里山林の荒廃が進んでおり、農作物などの鳥獣被害が発生しております。山里をよみがえらせるためには、地元住民などの意見や力も必要ではないかと考えます。こうした人たちの行う森林整備活動を支援していくことが有効ではないかと考えますが、御所見をお願いします。

中楯森林環境部長 里山林の整備等々でございますけれども、森林環境税を活用して野生鳥獣被害などの解消を図るために、今後20年間で森林もしくは原野化した耕作放棄地を含めまして、盆地周辺や中山間に所在する里山林3,000ヘクタールを整備することとしております。

これに加えまして、地域住民やボランティア、NPOなどの民間団体が荒廃した里山林の除伐であるとか間伐、あるいは下刈りなど、みずから企画、実施する森づくり活動を支援し、可能な限り多くの里山林の再生が図られるよう努めてまいります。以上です。

(防災事業について)

齋藤副委員長 次に、当初予算の90ページの防災事業についてであります。県では東日本

大震災の教訓を踏まえて防災体制の強化に向け、地域防災計画の改正や第二次やまなし防災アクションプランの策定に取り組むとともに、平成24年度当初予算においても防災対策に重点配分していることは理解しております。

災害による被害を軽減するためには、県民一人一人が防災の意識を高め、みずからがみずからを守る、個人や家庭での自助や地域住民がお互いに助け合う共助に取り組むことが重要であります。

そこでまず、防災対策実践啓発事業の事業内容と事業目的をお伺いいたします。

田中総務部長 お答え申し上げます。防災の日にあわせまして災害発生に備えての生活必需品等物資等の備蓄、家具の固定などの耐震対策、災害が発生した場合の避難方法、避難場所の確認などの防災上の留意点や点検項目をまとめたリーフレット「我が家の地震防災対策」というふうと呼んでおりますが、これを新聞折り込みによりまして全戸配布するものでございます。

災害によります人的被害を軽減するためには、個人や家庭における自助の取り組みが効果的でありますので、これを促進することが目的でございます。以上でございます。

齋藤副委員長 次に、大規模災害時には行政による対応だけでは限界があります。NPOやボランティア団体との協働が重要であります。そこで、災害関連NPO・ボランティア団体等協働事業費の事業内容と事業目的をお伺いいたします。

田中総務部長 お答え申し上げます。この事業は社会福祉協議会関係者や災害関連NPO・ボランティア団体の指導者などを対象といたしまして、災害での活動経験があるボランティアコーディネーターなどを講師としてお招きしまして、行政とNPO等との連携・協働の手法や、留意事項を習得するための研修を実施するとともに、ボランティア活動にかかわりますさまざまな課題について意見交換を行うものでございます。

これは、東日本大震災の発生直後、ボランティアを受け入れる体制が十分確立していなかったことや、連絡調整不足などからボランティアによる人的支援を生かしきれなかった教訓を踏まえまして、円滑なボランティアの受け入れ体制の確立を図ることを目的とするものでございます。以上でございます。

齋藤副委員長 次に防災士の養成事業の助成であります。防災士とはどのようなものか、また、防災士を養成することでどのような成果が期待できるかお伺いいたします。

田中総務部長 お答え申し上げます。防災士とは、NPO法人日本防災士機構が定めたカリキュラムを履修し、資格試験に合格するとともに、救急救命実技講習の修了証を取得した者に対しまして認定される民間の資格でございます。

公助のみじゃなくて自助、共助が重要視されているわけですが、そういう中で平常時においては所属する団体、企業や地域で防災意識・知識・技能を生かして、普及啓発や訓練に取り組むことが期待されますし、災害時には自治体など公的な組織やボランティアの方々と協働して活動することが期待されるものでございます。以上でございます。

(企業立地基本計画策定費について)

齋藤副委員長 次に当初予算概要23ページの企業立地基本計画策定費についてでありま

す。本県では、平成20年2月に山梨県企業立地基本計画を策定し、平成24年度までに企業立地件数63件という目標値を掲げ、県や市町村、関係団体と一体となって企業誘致に取り組んでおり、これまでも県内企業の立地件数は目標どおり、企業誘致の実績を上げてしていると伺っております。

そこで、新たな企業立地基本計画書の策定について、どのような観点で計画づくりをしているのか、違い等々をお伺いいたします。

新津産業労働部長 お答え申し上げます。新たな計画の策定に当たりましては、計画で指定します集積業種に、産業振興ビジョンにお示ししました、今後成長が期待される分野のうちの医療機器とか生産機器システムなどの産業領域を加えていくことを考えております。

また、中央道沿線の多摩から諏訪地域に広がる産業クラスターとの連携を強化する方策を盛り込むなど、本県への企業立地が促進できますよう、県と市町村や関係団体が一体となって計画づくりを進めてまいります。

それとともに、さらに東日本大震災の教訓を踏まえた事業継続計画の策定が重要という国の方針が示されておりますので、こうした点も計画に反映していきたいと考えております。以上でございます。

齋藤副委員長 県では県内の中小企業の海外展開を積極的に支援しており、この推進も必要と考えます。しかし、昨年11月の中央市にある甲府カシオ株式会社の工場閉鎖が発表されるなど、大手企業の工場閉鎖が続いており、一方では県内の製造業は海外へシフトしてしまい、県内産業が空洞化しては何もなりません。

私の持論では、最初は小粒でも、将来に県内の企業を拡大するような有望な企業の立地がポイントであると考えますが、この基本計画の策定において有望な企業の立地にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

新津産業労働部長 お答え申し上げます。国の新成長戦略では、医療、健康などの分野で新たな需要と雇用を創出するということが示されておりますし、また、本県におきましては平成23年度上期の立地件数を見ましても、11件のうち7件が医療機器や医薬品、食品関連企業でありました。こうしたことから、今後伸びることが想定されますこれらの内需関連産業の企業立地を推進してまいりたいと考えています。

また、本県の基幹産業であります機械電子産業につきましては、これまでに蓄積された技術力を生かしまして、医療機器や生産機器システムなどの、今後成長が期待される産業領域へ進出しようとする企業立地を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

齋藤副委員長 首都圏直下型地震が4年以内に70%の確率で起こるといった報道もあります。これを契機に、大企業の中には危機管理の観点から工場の分散を真剣に検討していると聞いております。

今回の東日本大震災を考えますと、仮に震度7クラスの首都圏直下型地震が起これば、甚大な被害が想定されるので、特に東京に集中している本社機能の一部を山梨に移転できるよう、積極的に推進すべきと考えますが、このようにことについてどのような取り組みをなさっているかお伺いいたします。

新津産業労働部長 お答え申し上げます。東日本大震災でのサプライチェーンの分断や計画停電によりまして生産活動に支障が生じたこと、また、今後、首都直下型地震の発生も指摘されておりますことから、災害時の事業継続という観点から、

企業においても生産拠点を分散しようとする動きが現実に出始めております。

こうした動きをとらえまして、県としましては、中部横断自動車道の整備が進み、東名高速や中央自動車道との交通アクセスが向上すること、それから、都心から100キロメートル付近ということでございまして、首都直下型地震の影響が少ないと予想されることなどの本県の持つ優位性をアピールしながら、本社機能も含めた企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

（やまなし建設産業活性化支援対策費について）

齋藤副委員長

最後に、当初予算概要35ページ、やまなし建設産業活性化支援対策費について伺います。平成24年度当初予算において、公共事業費は565億円余となっておりますが、これはピーク時であります1990年代後半と比べますと、半分以下にまで落ち込んでおります。また、民間投資も長引く不況の中で、住宅建設を初め、相変わらず冷え込んだ状態が続いております。

このため、建設産業は少ない仕事を奪い合う過剰供給の構造となっており、競争の激化等により、かつてない厳しい状況にあります。特に、これまで地域において地元の雇用の受け皿となってきた地域経済をリードしてきた中小企業の建設業者は非常に厳しい経営環境に直面しており、企業を何とか存続させるため、経営者は経営改善や技術力の強化、新分野への進出など、多くの悩みを抱えております。

そこで、まず、こうした中小の建設業者の悩みにこたえるため、県では建設業者を対象とした経営相談についてどのように取り組んでおられるのか伺いたします。

酒谷県土整備部長

お答えします。経営相談につきましては、経営課題等にかかわるさまざまな相談に対応するために、専任の相談員を配置して年間200件程度の相談に応じております。新分野進出を目指す建設業者へのアドバイスや国・県関係機関、商工団体等との連携を図る中で、各機関が実施している支援制度の紹介等を行っているところであります。

さらに、平成22年度からは、みずからの努力により抜本的な経営の改善、革新を行おうとする建設業者に対し、建設業専門のコンサルタントを複数回、集中的に派遣し、経営状況の分析や経営改善への取り組みを指導しているところであります。

平成24年度におきましても、引き続き建設業経営支援コンサルタント派遣事業を行うこととし、対象とする企業をふやすなど、経営相談の充実を図ることとしております。以上です。

齋藤副委員長

次に、建設業者は生き残りをかけて少しでも多くの仕事を受けようと懸命に入札に参加しています。そしてたゆまぬ努力の結果、少ないながらも県工事を受注するわけですが、工事を適切に施工し、完成させるまでには、資機材の調達や労務費の支払いなど、多額な資金調達が必要となります。

しかしながら、昔と違って、建設業者は手持ちの資金が乏しく、借金をしながらの経営を余儀なくされており、工事のための資金繰りに苦しんでいると聞いております。良質な公共工事を実施していく上からも、業者は十分な資金を調達、確保する必要がありますが、そこで県では、施工業者への円滑な資金供給について、どのような対策を講じているか伺いたします。

酒谷県土整備部長

ただいまの質問にお答えいたします。建設工事の着工に当たっては、相当

多額の資金を必要とすることから、請負者が着工に必要な労働力、資材等を円滑に確保し、工事を適正に施工することができるよう、すべての工事を対象に請負代金の4割を前金払いとして支払っております。

さらに、工事の進捗が2分の1以上になったことなどを条件に、請負代金の2割を支払う中間前金払いや、工事の出来高に応じて数回に分けて支払う部分払いを認め、工事途中での請負代金の支払いに応じているところでもあります。

また、従来から、請負代金債権を担保に事業協同組合などから工事の出来高に応じた融資を受けられるように、債権譲渡を認めてきておりますが、さらに未完成部分も含めて、工事完成前にできるだけ現金化できるように保証事業会社の債務保証による融資をあわせた経営強化融資制度を採用したところであり、今後も中小建設業者への資金供給の円滑化を図っていくよう努めてまいります。以上です。

齋藤副委員長

このところ、為替レートも円安を維持しておるようであります。しかしながら、地方の零細企業はまだまだ厳しい状況に立たされております。そのためには、先ほどお願いしたような資金対策、経営診断、そしてそれに基づく経営指導、こういうものを徹底していただいて、安心して仕事に打ち込める、そういう県政であってほしいということを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(予算編成の基本的な考え方について)

山田委員

自民党・県民クラブの山田一功でございます。今般、予算特別委員会で発言する機会をいただきましてありがとうございます。横内県政2期目の本格的活動のスタートに当たり、第二期チャレンジ山梨行動計画に基づく「暮らしやすさ日本一の県づくり」に向けた予算編成について質問いたします。なお、予算編成の基本的な考え方につきましては、同会派の武川議員が代表質問にてただしておりますので、そのとき触れなかったところを中心に質問をさせていただきます。と思っております。

まず、予算編成の基本的な考え方ですが、当初予算概要の1から10ページまでに相当いたします。まず初めに、徹底した歳出の見直しについてであります。来年度の本県財政は歳入面では県税収入について、地方法人特別譲与税を加えた法人二税が2.7%増加することなどにより、実質県税総額は2.7%増の969億円余となり、また、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は1,663億円余と、本年度とほぼ同額になるということの説明を受けております。

また、このため、一般財源の総額としては若干の改善が見込まれるものの、歳出面では介護保険などの社会保障関係費や公債費等の義務的経費の増加が避けられない状況にあると。

そこで、平成24年度当初予算編成に当たっては、厳しい財政状況を踏まえた「徹底した歳出の見直し」による財政健全化を図ったとの当局の説明があったわけでありませう。

先日、私も、予算委員会に先立つ常任委員会の中で、たまたま、ことぶき勸学院のことについて質問させていただきました。本来、ことぶき勸学院については、事業的にはすばらしい事業でありますし、私たちもぜひ継続していただきたいと、そう思った一人であります。でも、しかしながら、これについては事業評価、いわゆる事業仕分けの中においては、その委員3人がいわゆるゼロ査定をしたということで、私はやはりそのことも重く受けとめて、事業をこの機会に一番見直すいいチャンスだったかなというふうに思っておりました。

最終的に4,800万円ぐらいの経費がことしは約4,000万円ぐらいということで、いずれ大学院を将来的にはやめていくというふうな説明でありましたが、もう少しこれについて切り込んで、この機会にやっていただければよかったのかなど、私は個人的に思っておりますし、それによって、存続イコール、このままの制度をそのまま踏襲していいという、そういう判断ではなかったのではないかなど。事業自体は本当に素晴らしいものだと思っておりますので、そういうことも含めて、改めて今回決定した歳出の見直しというところが、この予算の中にどのようにあらわれているのか御質問をさせていただきます。

田中総務部長

お答え申し上げます。明年度当初予算編成に当たりましては、厳しい財政状況を踏まえまして、スクラップアンドビルドの徹底や、事務事業・県単補助金の見直しなど、歳出全般にわたって徹底的な見直しを行ったところでございます。

具体的には、事務事業の見直しでは、廃止30件を含みます119件を見直し、6億3,700万円の改善額というふうになっております。

また、県単補助金の見直しでは、廃止23件を含みます47件を見直しまして、2億2,300万円の改善額というふうになっております。

今、委員からお話がありましたことぶき勸学院でございますが、これは引き続きことぶき勸学院という事業は残るわけでございますが、外部評価で、御指摘いただきました、既に行われております市町村における事業、あるいは民間で行われておりますいろいろな事業との役割分担を図っていくという観点、それから、受講生1人当たりの県民負担額というのがほかの事業と比べて非常に大きくなっているという外部評価の御指摘をいただいております、そういう観点から抜本的な見直しを行った上で、事業を再構築しているところでございまして、外部評価の結果を適切に踏まえまして予算の議論を行ってきたものというふうに考えております。以上でございます。

山田委員

じゃあ、次に、「将来にわたる安定した財政運営」という、この文言が説明の中にあつたように思いますが、昨今の社会情勢等からして、非常に硬直した予算編成を現実には強いられているという中で、この安定した財政運営を行うということが非常に難しいというふうに思います。

現在のシステムを維持したまま安定した財政運営を推進するには、さらなる国の支援等が必要というふうに考えられます。今、国会では消費税が論議をされておりますし、仮に3%増税になるとすれば、そのうちの1.5は地方分だよというふうに取り決めがされておるようでありませうけれども、ここにいる皆さんも多分感じていらっしゃると思うし、私自身も思うんですが、今のシステムのまま消費税を仮に8%なり10%に上げて、早晩さらに再値上げというか、税率を上げていかなければならない。こういう機会にシステムをやはり大きく変更していく、そういうときではないかというふうに思っております。

そういうことも含めて、今後、近々に消費税も多分上がるであろうというところを踏まえた中で、本県の県財政にそれがどのような影響を与えて、将来安定した財政運営の助けになるのかどうかも含めて、現在の置かれた状況と将来の安定した財政運営の状況を教えていただきたいと思っております。

横内知事

安定した財政運営というものは、税収とか地方交付税というような財源が非常に安定的に確保されているという上で、いろいろな行政需要に的確に対応できるように財政構造に一定の弾力性があるということが必要だというふうに

思っております。

しかしながら、議員御指摘のように、社会保障費などの増加によりまして義務的経費が非常にふえてきている状況でございますので、財政の弾力性をあらゆる指標である経常収支比率を見ますと、平成10年代後半から90%を超えるという状況になっておりまして、今後も社会保障関係費の増加が見込まれることから、財政構造の硬直化が避けられない、そういう見込みでございます。

これは全国的な傾向でございますので、まず第一にはやはり地方税財源の充実・強化、消費税のアップということも含めて地方税財源の充実・強化ということを国に対して強く働きかけているところでございます。

同時に、引き続き、義務的経費の縮減の努力というものも必要でございますので、一つにはやはり県債等残高を削減して公債費を減らしていくということ。それから、定員の削減等によりまして人件費を減らしていくということ。加えて、なかなか難しいわけでありましてけれども、社会保障関係の経費につきましてもできるだけ縮減を図る努力をしていくということによりまして、この義務的経費の縮減に努めていかなければならない。そういう意味で行財政改革を今後も引き続きしっかりとやっていく必要があるというふうに思っております。

山田委員

知事みずからの御答弁をいただきましてありがとうございます。先ほどの私たちの会派の齋藤委員も質問したように、県の財政状況、本当に県民が注視しているところでございますので、引き続き引き締めていただければと思います。

次に、着実な行財政改革の実施ということについてお伺いします。将来の安定した財政運営を維持するためには、行政改革、財政改革が必要なことは言うまでもありません。当局の説明では、行財政改革を着実に実施することが将来の安定した財政運営を支えることにあるというふうに説明をされました。そこで行財政改革の着実な実施とは主にどんなことを実施するのかお伺いをさせていただきます。

田中総務部長

お答え申し上げます。着実な行財政改革の実施につきましては、第二期チャレンジ山梨行動計画で掲げておりますが、通常の県債等残高の削減、公共事業・県単公共事業の段階的な縮減、事務事業・県単補助金の見直し、あるいは特別職や管理職を対象とした給料の特例減額措置などの実施でございまして、こういったものを今、行っているところでございます。以上でございます。

山田委員

わかりました。ここでこの項目における最後の質問になりますが、財源の効率的な配分を行うなど、創意と工夫についてお伺いします。硬直化した予算編成、限られた予算を効果的に配分するのが当局の腕の見せどころではありますけれども、第二期チャレンジ山梨計画に基づく「暮らしやすさ日本一の県づくり」に向けた施策については、積極的に予算計上したようではありますが、その前提で効率的な配分を行うなど、創意と工夫を重ねたと当局から説明がありました。今回の予算編成に当たり、効果的な配分とどんな創意と工夫を行ったのかお伺いをいたします。

田中総務部長

お答え申し上げます。明年度予算の編成に当たりましては、第二期チャレンジ山梨行動計画に基づきます「暮らしやすさ日本一の県づくり」に向けた施策と、それから第二次やまなし防災アクションプランに基づく施策につきましては積極的に計上するという基本的な考えのもとに編成をしております。

具体的には、これらの事業に対しましては財源を効率的に配分するために、

要求時にシーリング枠を設けておりません。優先的に予算計上が行える仕組みというふうにしたところでございます。以上でございます。

（道路公社経営支援貸付金について）

山田委員

ありがとうございました。引き続き次の質問に移らせていただきます。道路公社経営支援貸付金についてであります。当初予算概要の110ページになりますが、この質問については、我が会派の白壁委員から託されましたので、引き続き質問させていただきたいと思っております。

道路公社の経営支援貸付金については、私は昨年も質問をさせていただきました。そのときの知事の答弁では、今後の支援策は経営検討委員会の意見を聞きながら検討したいとのことでありました。予算書では雁坂トンネル有料道路の通行量減少により料金収入が低迷している道路公社の経営を支援するため、貸付利率無利子、貸付期間17年以内資金の貸付を行うとあります。

そこで1番目の質問になりますが、昨年12月、道路公社は長期の資金貸付を県から受け、トンネルの有料道路期間がほぼ終わる平成39年度までに全額返済するという経営計画の見直しをされました。平成24年度から28年度までの5年間で総額約10億6,000万円を借り、その後、11年ほどかけて全額を返しますという計画だと承知していますが、経営計画のアウトライン、計画の達成見込みの根拠などについて説明を求めます。

また、少なくとも過去の計画交通量と実績交通量は大きく乖離しているという事実があります。昨年末に再検討された計画の数値は精査されたものだと受けとめたいところですが、その点についてもあわせて説明を求めます。

酒谷県土整備部長 ただいまの質問にお答えいたします。まず、経営計画のアウトラインと計画の達成見込みの根拠についてお答えいたします。雁坂トンネル有料道路の建設時における借入金37億円のうち、14年経過した平成23年度末時点で7割に相当する約25億円が返済されまして、残りは約12億円であります。年間の収支は、料金収入が約3億円、維持管理費用が約2億円で、毎年1億円程度の収益を確保している状況であります。しかし、建設時における国などからの借入金の償還期間は有料道路期間30年間のうち最初の20年間となっております。残りの12億円の返済は償還期限の平成28年度までの5年間では困難な状況でございます。

このため、経営計画におきましては、明年度から平成28年度まで県から道路公社への施設更新費を含め、総額10億6,000万円を貸し付け、その間の収益と合わせて国に12億円償還する予定であります。

県からの貸付金につきましては、平成29年度以降返済されるものであり、毎年1億円程度の収益が確保できることから、平成40年の有料道路期間満了までの11年間において返済は可能だと考えております。

次に、交通量についてであります。平成10年の開通時の計画交通量に対し、その後、実績が下回り、料金収入が低迷しておりましたが、この経営計画の前提となる交通量推計につきましては、平成21年度に将来の推計人口、GDP、就業者数及び免許保有者数や、競合する圏央道の影響などを考慮して推計しております。

この推計交通量に対しての現在までの実績は、平成22年度は推計43万5,000台に対して、実績が44万2,000台と、約8,000台上回り、平成23年度末では推計42万3,000台に対し、実績43万3,000台と、約1万台上回る見込みでございます。以上であります。

山田委員

昨年の6月の土木森林環境委員会において、道路公社への貸付について質問がありました。その答弁の中で、料金の変更、例えば値上げということになると利用者にブレーキがかかる。現在の料金のままでも平成40年までの完済は可能である。また、社会実験としてある期間、一時的な値下げは可能だと、国との協議の中で聞いているので、さまざまな方法を検討して、有効と思われる方法についてまた講じていきたいと答えています。

そこで、さまざまな検討とはどのような検討をしてきたのか、また、その検討によって有効な方策が生み出され、昨年12月の経営計画の見直しにつながったという理解でよいのか、再度説明を求めます。

酒谷県土整備部長 ただいまの質問にお答えいたします。公社の経営改善のための利用促進策として、一時的な料金値下げなどの社会実験について、有料道路の許可権者である国に確認し、実現の可能性について検討してきました。国は、値下げによる減収分が公社経営に支障を及ぼさないことを条件としていますが、他県の有料道路で実施した社会実験の例では、多額の減収が生じており、雁坂トンネルについても同様な状況が予想されるために、現実的には公社の運営上、実施は困難と考えたところでございます。

お尋ねの交通量確保策につきましては、経営計画において、さらなる交通量の誘発を重要な取り組みとしており、高速道路のサービスエリアなどでの観光パンフレットの配布や、避難用トンネルを利用したウォーキング大会などのイベント開催に協力するなど、交通量確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

山田委員

借金を短期間で全額返さなければならないことから、引当金を取り崩したり、県からの貸付金によって収支バランスをとる、この収支の構造を解消することが難しいのは無理もない部分もあるのでしょうか、これだけの金額を県が貸し付けてるので、公社が県に返済できる、その根拠となる収入見込み、言いかえますと交通量の確保策や見込みなど、広く県民の皆さんに御理解いただけるよう説明する必要があるかと考えますが、この点についてどう考えるのか答弁を求めます。

酒谷県土整備部長 ただいまの質問にお答えいたします。道路公社では現在、決算状況として貸借対照表と損益計算書や、交通量確保策のイベント実施状況などを道路公社ホームページで公表しているところであります。今後、交通量の確保策や見込みなどを記載した経営計画や、毎月の交通量実績を道路公社のホームページで公表するとともに、運営状況を検証していきたいと考えております。以上です。

山田委員

この質問に対する最後の項目になりますが、経費削減に対する取り組みについてでございます。経営計画は理解をいたしました。また、維持管理費に例年約2億円前後かかるということでもありますけれども、通行量が少なくなれば経費も一部節約できるだろうと考えるのが普通であります。電力量の削減やLED電球の使用、ソーラー機器の使用など、さらなる経費削減が必要と思いますが、具体的な取り組みについて伺います。

酒谷県土整備部長 ただいまの質問にお答えいたします。道路公社では維持管理費について安全を損なわない範囲において、これまで現状の交通量に応じた換気設備運転や、トンネル内の清掃業務、トンネル照明などの運転方法の見直しによる使用電力量の削減など、経費の抑制に努めてきたところであります。

今後、夜間の料金徴収業務体制や、設備点検業務の見直しをすることによる経費の節減を図るとともに、さらにトンネル設備の施設更新に当たっては、初期投資額とランニングコストを合わせたトータルコストの最小化が図れるよう検討していくと聞いております。以上であります。

（母子寡婦福祉資金特別会計について）

山田委員

ありがとうございました。実は昨年も、私も質問しました中で、ざっくり3億円の収入にざっくり2億円の支出があって、1億円さらに収入を生んでいるということですので、ある意味成績のいい事業ではないかなと思いますので、引き続き経費の見直し等を行っていただきたいと思います。

最後の質問に入らせていただきます。母子寡婦福祉資金特別会計についてでございます。課別説明書P福98ページになりますが、この部分、母子福祉資金貸付金と寡婦福祉資金貸付金への県債充当についてであります。母子、寡婦両貸付金とも、非常に重要な施策の一つであると思います。また、社会政策的な要素の多いことも承知しているところではありますが、この件に関しては昨年、決算特別委員会でも質問させていただきました。そのときの答弁では、昨年度以前の決算では予算額の半分ぐらいが執行残になっているということだったように記憶しております。また、昨年度はこれらの貸付金の財源には県債の充当という項目はなかったわけではありますが、このことから今回の予算額にこれほどの県債を充当しなくてもよいのではないかと考えているところなんですけれども、県債を充当しなければならなくなった事情は何か、また制度も含めてお伺いをいたします。

古屋福祉保健部長 ただいまの質問にお答えいたします。母子寡婦福祉資金につきましては、ほかの資金に比べまして有利な条件で貸付を受けられるなど、母子家庭等の福祉増進に重要な役割を果たしておりまして、その貸付につきましては、母子及び寡婦福祉法によりまして一般会計からの繰入金、そして国からの借入金、さらに貸付先からの貸付金の償還金などから成る特別会計を設けて行うこととされております。

平成24年度の当初予算につきましては、ここ数年、貸付金額、件数とも増加傾向にあり、来年度も自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に適時適切にこたえるため、前年度同額の1億8,000万円の予算枠を確保することとしたものであります。

その財源についてであります。平成23年度まで行われました国への償還及び一般会計の繰り出しなどによりまして、特別会計内の資金が減少をしている状況でございます。このため、母子及び寡婦福祉法に基づきまして、一般会計からの繰り入れにあわせ、国からの無利子の借入れを県債として計上したものでございます。以上でございます。

山田委員

ありがとうございました。最後に、母子福祉貸付金の現在の利用状況についてお伺いいたします。この制度はまかり間違えば育児放棄とかにつながったり、そういう意味で児童養護施設が現在でも非常に満員状況の中で、そういうことにならないためにも非常に有効な制度であると思っておりますので、現在の利用状況を教えていただけますでしょうか。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。県におきましては、この制度が有効に活用できますように、母子自立支援員の研修でありますとか、「ひとり親家庭・寡婦のしおり」などのリーフレットを作成をいたしまして、窓口配布することによりま

して支援制度の周知を図っているわけでありますが、御質問の貸付金の利用状況でありますけれども、厳しい経済情勢に加えまして、こういった周知活動もありまして、ここ数年、利用がふえております。平成22年度の利用実績でございますが、貸付件数が200件、金額では平成20年度に比べまして57%増の8,237万1,700円となっております。以上でございます。

山田委員

ありがとうございました。引き続きこの分野についてもぜひ手厚い県の支援があればというふうに思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(リニア活用基本構想策定費について)

桜本委員

自民党・県民クラブの桜本広樹でございます。以下、質問に入らせていただきます。

まず、予算概要の66ページにありますリニア活用基本構想策定費についてであります。さきの一般質問においては、リニア新駅及び駅周辺の整備に当たって、例えば、ステーションスタジアムの併設や甲府市立動物園の移転、あるいは計画されているスマートインターを活用した大規模駐車場を持つ集客施設の設置など、一帯をテーマパークによる集客力のあるエリアとして整備すべきであるということを提案をいたしました。駅周辺整備については、開業までにまだまだ時間があることから、現時点では余り限定せず、いろいろなケースを検討していく必要があると思っております。

リニア中央新幹線は、新幹線と比較にならないほどの時間短縮効果をもたらす画期的な交通手段であります。山梨県は沿線各県のうちでもその恩恵を受ける可能性が高く、リニア開業はまさに本県が飛躍的發展を遂げる最初で最後のチャンスであります。こうしたチャンスを生かすためには、先入観のない創造的な視点が重要であると思っております。その検討の際、都市計画や交通、テーマパークなどの観光、景観、環境などの分野において、グローバルな視野を持ち、リニアが開通する15年後にも第一線で活躍している専門家の意見を活用することが必要不可欠であります。

そこで、県では、将来の駅及び周辺整備に向けて、どのような専門家から御意見をお聞きすることになっているのかお伺いをいたします。

横内知事

リニアの駅、そして駅周辺地域につきましては、議員の御指摘のように、本県の玄関口になるものでありまして、本県の発展をリードしていく拠点になる地域でございます。大変に重要な地域でございます。その整備のあり方については十分に慎重に多方面の意見を聞きながら検討していく必要があるというふうに思っております。

現在でも、リニア活用推進懇話会という、都市計画とか交通とか観光といった分野の専門家が入った検討会におきましてさまざまな意見を伺っているところでございますけれども、これとはまた別に、ついこの間も全国のまちづくりに精通をしている有識者から有益な意見もいただきました。さまざまな今後御意見のある方々にそういったものを聞いていきたいと思っております。

今後は恐らく景観とか環境の問題とか、その他議員御指摘の点も含めて、多方面な、発想の豊かな方々の意見を聞くように努めていきたいというふうに考えております。

桜本委員

私は先ほども言いましたように、リニアが開通する15年後にも第一線で活躍している方をという点をぜひ踏まえていただければと思います。例えば、海

外においては世界じゅうから知恵や投資を集め、まさに世界基準でまちづくりを行っているところがあります。グローバルな視野からの提案をもらうためには、幅広くグローバルに専門家を募集することが必要であります。リニアについても世界で唯一の超電導方式を採用し、非常な高速性を持つ世界唯一の交通手段になることから、世界的な視野が欠かせないと思います。

そこで、駅及び駅周辺整備に向けては見識を有する多くの優秀な人材を公募し、アドバイザーとして幅広い意見を聞くことが有益だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

小池リニア交通局長 ただいまの御質問にお答えいたします。リニアは、本県活性化の起爆剤としての役割が期待されておりますけれども、その期待を現実のものとしていくためには、駅及び駅周辺を親しみやすく、魅力あるエリアとするとともに、リニア効果を県内各地で最大限活用できるようにしていくことが必要だと思っています。そのために、今後ともさまざまな高い知見を有します専門家から幅広い視点に立った意見を伺うことが重要であると考えておりますので、議員の御提案も踏まえまして、今後こうした専門家から有益な意見をいただけるよう、さまざまな機会をとらえ、できる限り工夫をしまいたいと考えております。以上でございます。

(バス路線対策費について)

桜本委員

1日に数万人規模のリニアの新駅に乗降客がまずはおりるようなシステムをぜひ真剣にとらえていただければと思います。

次に、当初予算課別説明書のり5ページにありますバス路線対策費についてであります。路線バスは地域住民にとって最も身近な交通機関であり、通勤・通学、通院や買い物など、日常のあらゆる面で生活の足として欠かすことのできない重要な存在になっております。今後、高齢化が進む中で、マイカーを運転しない人がふえてくれば、路線バスの重要性はより一層高まっていくと考えます。しかしながら、県外ではバスの利用者数は減少の一途をたどっており、バス路線網は明らかに衰退傾向にあります。このままでは地域の重要な移動手段であるバス路線網が縮小してしまい、県民の日常的な移動に支障が出てくるのではないのでしょうか。

そこで、バス路線の維持のため、市町村等に対してどのような支援を行っているのかお伺いします。

小池リニア交通局長 ただいまの質問にお答えいたします。県ではバス事業者が運行いたします広域幹線バス路線のうち、赤字となっております27路線に対して補助を行い、その運行の維持確保に努めております。また、バス事業者が赤字によりまして、その運行が継続できなくなった路線を市町村が引き継いで自主運行している61路線に対しまして、移動手段の確保のための支援をしているところでございます。

これら従前からの幹線バス路線のほかに、最近では各市町村が地域内の移動ニーズに対応するためにデマンドバスとかコミュニティーバスなどの運行に取り組むケースもふえてきております。そのため、県では、運行主体の市町村が地域住民や事業者と協議いたします地域公共交通活性化協議会、これに山梨運輸支局とともに出席いたしまして、広域的観点からの助言等を行っているところでございます。以上でございます。

桜本委員

バス事業者が運行する幹線と市町村が運行する地域内の路線がなかなか結

びついていませんで、一体的なネットワークとなっていないと私自身感じております。県民の移動は住んでいる地域の中だけで完結するものでなく、市町村間をまたがる移動の需要も多くなっております。そこで地域のニーズにあわせて、地域内路線と幹線を接続していくべきではないかと考えますが、御所見をお伺いをいたします。

小池リニア交通局長 ただいまの御質問にお答えいたします。市町村が運行いたしますデマンドバスやコミュニティーバスというのは、地域内の移動ニーズを最優先に運行されておりますので、必ずしも幹線バスや鉄道等に円滑に接続されていないという場合もあることも事実でございます。

こうした中、本年度の地域公共交通に対します国庫補助事業におきましては、デマンドバスなどが広域的に運行される路線、これに接続されることを新たな補助要件としておりまして、より一体的な交通ネットワークの構築を推進する制度に改められております。

これらの国の動向を踏まえまして、県民の広域的な移動ニーズにも対応できますよう、今後は事業者が運行いたします幹線と、市町村が運行いたします地域内路線の一体的なネットワーク化をさらに進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

桜本委員

国の施策によって大きく変わるということも御意見のとおりであります、やはり私、大きく2つの課題があると思います。事業者が運行する路線バスと市町村が運行するデマンド交通や、今お話に出ましたコミュニティーバスが競合する場合が多々ありまして、実際にバス事業者が運行する路線バスが一部廃止に追い込まれるようなケースが具体的に出てきております。これらが相互にうまく補完し合わなければ、両方とも立ち行かなくなってしまうということが地域にとって今、大きな損失となっていくと私は考えています。

もう一つは、通勤・通学などのニーズにきちんと対応することも大事であり、路線バスとコミュニティーバスの組み合わせも含め、帰宅用の夜間の便を充実するなど、利便性の向上を図っていく必要もあると思います。

これらの課題に対応していくためには、それぞれの役割分担を明確にして、お互いの運行する路線をスムーズに接続させることでサービスを向上し、利用者の増加を図っていかねばならないと思います。

そこで、県が中心となって事業者と市町村の、あるいは複数の市町村間の連絡調整を行い、計画的にバス交通全体のネットワーク化を進めていくことが必要と考えますが、御所見をお伺いをいたします。

小池リニア交通局長 ただいまのバス交通全体のネットワーク化についての御質問にお答えいたします。これまでコミュニティーバスの運行ダイヤを「山梨バスコンシェルジュ」等へ掲載いたしまして、一体的な利用を働きかけるなどの取り組みを行ってまいりました。加えて、今年度は新たに山梨運輸支局やバス事業者で構成いたしますバス交通活性化検討会や、市町村交通政策担当者会議を立ち上げまして、事業者と市町村間の連絡調整の強化を図っているというところでございます。

今後も、事業者と市町村の役割分担を明確にする中で、県内のバス交通の一体的なネットワーク化や利便性の向上をさらに推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

(やまなしサポーターズ倶楽部事業費について)

- 桜本委員 ぜひ県が中心となって、今後の連絡調整をしっかりとやっていただければと思います。
- 次に、予算概要の30ページにあります、やまなしサポーターズ倶楽部事業費についてであります。県では、富士山や南アルプスなどの自然景観、桃やスモモ、ブドウなどのフルーツ、ワイン、ジュエリーなど、全国に誇る多くの魅力ある資源を積極的にアピールし、本県のイメージアップを図るため、本県ゆかりの750名を超える方にやまなし大使としてやまなし情報の発信活動をお願いするとともに、大使に対する情報誌の提供、交流会の開催を行っているところであります。
- しかしながら、やまなし大使を委嘱する基準は、本県にゆかりの方としており、その基準があいまいであると考えますが、御所見をお伺いいたします。
- 後藤観光部長 やまなし大使につきましては、「山梨県出身または山梨県にゆかりがあり、在京で活躍されている経済人、文化人等」ということを大使委嘱の基準としておりまして、企業経営者などの経済関係、また、大学教授などの学術文化関係、その他メディア関係、芸能関係など、さまざまな分野で活躍されている幅広い職業、年代の方々をお願いしているところであります。
- このように多種多様な分野におきまして効果的にその業務や口コミを通じて、本県の幅広いPR等を行っていきたいという考えから、今後とも本県にゆかりのあること、また東京圏で活躍していることなどの現行の基準によりまして、その方の持っている情報発信力等に期待しながら就任をお願いしていきたいと考えております。以上です。
- 桜本委員 大使を委嘱する基準については考え方の違いもありますが、さまざまな分野の方がやまなし大使になられ、本県の情報発信を行っております。しかしながら、その状況が我々のもとより、一般県民の皆様方にもなかなか見えてきません。そこで、大使の活動の状況をしっかりと検証して、その成果をほかの大使にも紹介し、活動の参考としたり、県民にも公表したりしていく必要があると考えますがいかがでしょうか。
- 後藤観光部長 山梨大使につきましては、それぞれの立場やネットワークを通じてさまざまな場面で本県のPRを行っていただいております。その活動状況につきましては、毎年、アンケートへの協力をお願いしております。それによりまして把握に努めているところであります。
- その活動状況につきましては、年に1回、東京都内において開催しますやまなしサポーターズ倶楽部交流会におきまして、大使の活動事例を発表するなど、ほかの大使の方にも参考としていただいているところです。
- また、大使の中にはインターネットを活用した個人のブログ、また、ツイッター、フェイスブック等によりまして、山梨に関する情報を広くPRしていただいている方もいらっしゃいます。
- 今後は、交流会の開催状況等を県のホームページで紹介するなど、やまなし大使の活動状況につきまして、広く公表していくようにしたいと思います。以上です。
- 桜本委員 今、インターネット等による大使の情報発信などの事例を聞きましたが、せっかくこれだけの方々を大使をお願いしている中で、情報発信だけではもったいないような感じもいたします。
- そこで、さまざまな分野で活躍されている大使へのアンケート以外に、大使

の意見をより効果的に県政に生かすような視点も必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

後藤観光部長

これまで大使へのアンケート以外にも、大使への定期的な情報提供の際、大使の意見、提案などを求めているところでありまして、例えば大使の橋渡しによりまして県外農業生産法人の県内進出や、また、国際会議での県産ワインの使用、雑誌への本県記事の優先的な掲載など、大使の提案や御協力によりまして、本県の企業誘致や観光、県産品のPR等に寄与していただいております。また、これまで観光振興の観点から、観光分野に造詣の深い大使からはおもてなしの観光や、また観光PRのあり方などにつきまして御意見を伺ってまいりました。

やまなし大使はさまざまな分野で活躍されていますことから、今後は、より幅広い分野に関して大使から意見を伺う機会を設けるなど、大使の一層の御協力をお願いしていきたいと考えております。以上です。

(外国人観光客誘客促進おもてなしキャンペーン事業費について)

桜本委員

山梨県においても、この750人余りの方々は財産であります。その方々がぜひ県民の方々に対して周知徹底できるような、そんな方策をぜひ進めてください。

次に、当初予算概要の63ページにあります外国人観光客誘客促進おもてなしキャンペーン事業費についてであります。昨年の東日本大震災に伴う原子力発電所事故等の影響から、外国人観光客は大幅に減少いたしました。日本政府観光局の訪日外客数調査では、ことし1月、2月の前年度比11%減という状況ですが、この時期に旧正月に当たる春節が重なった中国からの訪日客は過去最高を記録するなど、中国、台湾を中心に震災の影響から回復しつつあります。

また、県内については、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、震災後の昨年4月に前年度月比97.9%減という状況であり、全国でも最も大きな減少率となっていました。先日発表された昨年12月の状況では、前年同月比22.6%減となり、中国を中心として回復傾向にあります。

こうしたことから、今後の本格的な回復に向け、さらに外国人観光客の誘致に向けた取り組みを進めていくことが必要であります。

このため、今回のキャンペーン事業について私は非常に重要なものと認識しております。外国人観光客が何を目的に本県を訪れ、また、本県のどこがよかったのか、足りないところはどこだったのか、おもてなしの原点にも通じる満足度あるいはニーズ調査を行って、県全体で外国人観光客を温かく迎える体制づくりに反映していくことが大切であります。

そこで、このキャンペーンについてはどのような内容で行うのかをお伺いをいたします。

後藤観光部長

本キャンペーンにつきましては、来県した外国人観光客へのおもてなしの実践とニーズを把握することによりまして、海外からの誘客を促進することを目的としまして、明年2月の春節前後の1週間、実施することといたしております。

キャンペーンでは、県内に宿泊した外国人観光客の皆様へ歓迎のメッセージを送りますとともに、おもてなし等に関するアンケートに回答いただいた方に記念品を贈呈することとしております。このアンケートによりまして、本県における外国人観光客の動向を調査し、おもてなしに関するニーズなどを把握し、今後の取り組みに活用していきたいと考えております。以上です。

桜本委員 外国人観光客を温かく迎えるためには、キャンペーンについて観光事業者には十分理解をしていただく。そして、外国人観光客の本県での印象は、最も長い時間を過ごす宿泊施設でのおもてなしによって左右されますので、宿泊施設の皆さんにもキャンペーンの意図を十分理解して協力してもらうとともに、アンケートの内容についても観光事業者の方々の御意見を反映していくことが必要であります。そこで、どのような方法で実施していくのかお伺いをいたします。

後藤観光部長 本事業につきましては、やまなし観光推進機構を実施主体としまして、市町村や各地域の観光団体と連携する中で実施してまいります。宿泊施設などの観光事業者には外国人観光客へのおもてなしの実践としての本事業の趣旨を御理解いただきまして、キャンペーン内容の説明を初め、メッセージの贈呈やアンケートの回収などに御協力をいただきたいと思いますと考えております。

また、アンケートにつきましては、観光事業者の皆様の御意見を伺う中で、質問内容を検討しますとともに、結果を広く公表いたしまして、外国人観光客へのおもてなしの向上など、今後の観光事業に役立つものにしていきたいと考えております。以上です。

桜本委員 1万人規模のアンケートというようなことで、アンケートの回答者への記念品についてということで、山梨県らしさを感じられるもの、また、外国人旅行者にとって価値のある、喜ばれるものをお贈りすることが大切だと思っております。また、特別なプレゼントであることを意識してもらうためには、限定品であることを印象づける工夫も必要だと思っております。

そこで、具体的にどのようなものを想定して、喜ばれるようなものを提供していくのか、お考えを伺います。

後藤観光部長 アンケートの回答者への記念品につきましては、現在、マグカップを予定しております。まず、山梨らしさを感じられるようにするためということで、「山梨」という名称を入れ込むほか、本県を代表する観光地であります富士山とか桃やブドウなどの特産品をイメージし、表面に描きまして、外国人観光客に本県の魅力を感じていただけるデザインにしていきたいと考えております。

また、本県を訪れた方への限定品であるという印象をつけるため、世界的に人気の高いキャラクターの活用や、また、西暦などを入れ込むような工夫も行っていきたいと考えております。以上です。

(米倉山太陽光発電等のPR事業費について)

桜本委員 本当にもらってよかった、もらったところにもう一度訪れてみようという気になるような、非常にすばらしい贈り物を期待しております。

次に、予算概要の46ページにあります米倉山太陽光発電等のPR事業費についてであります。先日オープンしたゆめソーラー館やまなしについては、オープン1カ月で3,000人を超える来館者があり、米倉山太陽光発電所に関する県民の関心の高さを実感するところですが、知事が提唱するクリーンエネルギー先進県やまなし実現に向けて、より一層の普及啓発活動が必要であると思えます。

企業局では、米倉山のゆめソーラー館やまなしにおいてPR事業を行っていくこととしております。そこで、予算概要を見ますとPR事業費として1,4000万円余が計上されていますが、どのような事業を行っていくのか、また、

何を財源としていくのか、まずお伺いをいたします。

中澤公営企業管理者 御質問にお答えをいたします。PR事業の内容につきましては、ゆめソーラー館やまなしを環境学習の場として活用していただくとともに、施設を活用した学習講座を開催するなど、展示や講座を通じて広く情報発信を行っていくこととしております。

これらPR事業に係る費用につきましては、東京電力から支払われる米倉山太陽光発電所の環境価値を財源としております。以上であります。

桜本委員 ゆめソーラー館やまなしにおける情報発信などの取り組みをしっかりと行い、太陽光発電等の次世代エネルギーへの県民の理解を深め、クリーンエネルギー先進県やまなしの実現につながるよう、取り組みを期待しているところでありますが、PR事業費の財源について、東京電力から収入とする環境価値とのことです。そもそも環境価値とはどういうものなのか、また、その収入金額は幾らなのかお伺いをいたします。

中澤公営企業管理者 お答えをいたします。太陽光発電などの再生可能エネルギーによる電気は、電気そのものの価値のほかに、二酸化炭素を排出しないという価値を持っておりまして、この価値が環境価値と呼ばれているものであります。電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法という長い名前の法律がありますけれども、通称RPS法というふうに呼んでおりますけれども、この法律では環境価値は電気そのものの価値と切り離して単独で売買することができるといふふうに規定をされております。

米倉山の太陽光発電所は県と東京電力との共同事業でありますので、発生する環境価値の2分の1を東京電力から県が受け取ることでありまして、その金額は年間2,572万5,000円です。以上です。

桜本委員 今、非常に問題になっている東京電力側から収入金額が2,500万円余と伺いましたが、この金額はどのように算定された額であるのか、また、今後変動していくものなのかどうかお伺いをいたします。

中澤公営企業管理者 お答えをいたします。環境価値の取引価格につきましては、国の方で調査結果を公表しておりまして、この共同事業を開始いたしました平成21年度当時の価格は1キロワットアワーにつき4.9円でした。この公表された価格4.9円に米倉山太陽光発電所から送電をされます電力量を乗じた額の2分の1であります2,572万5,000円を県の収入としたものでございます。

環境価値の収入はPR事業などに充てることとしておりますので、東京電力が17年間にわたりまして同額を県に支払うことが約束をされております。以上です。

桜本委員 17年間というようにお話も出てきました。東京電力からの安定的な収入ということになるわけですが、PR事業費の約1,400万円以外の残額はどのように使われているのかお伺いをいたします。

中澤公営企業管理者 残額についてはどのように使われるかということですが、残額につきましては、一般会計におきまして特定鳥獣適正管理費の中のニホンジカ個体数調整捕獲事業費や甲府市に支払う所在市町村交付金へ充当されることに

なっております。以上です。

（地域産業リーダー養成支援事業費補助金について）

桜本委員

こういったときにやはりこういった説明を受けて、ああ、そういったお金の流れかということがわかりますので、非常に貴重なお答えだと思っております。

環境価値収入については、太陽光発電所が生み出す価値の対価である貴重な収入ということですので、今後も環境価値収入の趣旨に沿った効果的なPR事業や環境施策などに充当していくことがこれからもよいことだと考えます。

次に、予算概要の26ページにあります地域産業リーダー養成支援事業費補助金についてであります。本県の基幹産業である機械電子産業など、ものづくり産業の持続的な発展のために、優秀な技術系人材の確保・育成が極めて重要であります。

山梨大学工学部に平成21年に創設された地域産業リーダー養成特別枠は、将来の本県産業界を担う優秀な技術者を養成する制度ですが、これに対して産業界と県が一体となって支援をしており、その成果に大いに期待しているところであります。

そこで、まず、制度創設後3年間で、これまで何人が特別枠で入学しているのか、また、どのような教育が行われているのかお伺いをいたします。

新津産業労働部長 お答え申し上げます。山梨大学工学部では、地域産業リーダー養成特別枠の学生の選抜につきましては推薦入試という方法で行っております。募集人員ですが、21年度が機械システム工学科と電気電子システム工学科の2学科4名、22年度からは応用化学科ほか1学科を加えまして、4学科7名としております。この3年間で18人の募集枠に対しまして志願者が32名、うち合格者は10名という状況でございます。

教育内容ですが、特別枠の学生に対しましては、他の学生と同様の履修科目に加えまして、県内企業の経営者等を講師に招いた特別演習等を行いましたり、県内企業を訪問して先端技術を学ぶ特別インターンシップ事業などを行っております。これらの経費につきましては県が支援をしているところでございます。

これらの演習やインターンシップにおきましては、特別枠の学生がみずからテーマを設定して、企画、運営を行うなど、学生側でも意欲的に取り組んでいると伺っております。以上でございます。

桜本委員

3年間の特別枠の入学者数は、特別入学枠18人に対して10人ですが、事業の効果を考えると、もっと多くの学生にこの特別枠の教育プログラムを学んでほしいと思います。将来の本県産業界を牽引していくべき優秀なリーダーを育てるといふ、この制度を生かすためには、推薦する側の高等学校に制度をもうちょっと周知して、優秀な高校生が応募するよう働きかけて、推薦者をふやしたり、学生を選抜する側の山梨大学においても、選抜方法を改善したりするなど、特別枠の学生をふやすために何らかの創意工夫が必要であると考えます。

そこで、この制度を生かすため、今後、優秀な学生の確保にどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

新津産業労働部長 特別枠の学生に対しましては、機械電子工業会から奨励金を支給しております。こうした産業界からの期待にこたえられる優秀な人材というのを確保、育成していくためには、応募する生徒も一定の水準を満たしていることが必要でありますので、このため、一般の推薦入試よりも高い基準で現状選抜をして

いるところでございます。

明年度からは、大学や高等学校、産業界と県で、これまでの中間評価を行いまして、今後のあり方について検討をすることとしておりますので、御指摘がありましたように、大学や高校と連携をいたしまして、優秀な学生が確保できるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、山梨大学におきましても、これまでの経過を踏まえまして、入試段階の選抜だけでは募集人員を満たすのに限界があるのではないかとしておりまして、入学後においても意欲がある学生を選抜するといった方法について検討を始めるといふふう聞いております。以上でございます。

（電力貯蔵技術研究推進事業費について）

桜本委員

優秀な人材を、まずは生んで育てるといふ、そういったまた新しい観点の中で大学側にも新しい中で門戸を開いていただければ、なお優秀な人材、そして山梨の発展性を応援いただけるような生徒になっていくかと思えます。ぜひ頑張ってもらいたいと思えます。

次に、予算概要の23ページにあります電力貯蔵技術研究推進事業費についてであります。県は、昨年6月、公益財団法人鉄道総合技術研究所と協定を結び、今後、超電導等を用いた電力貯蔵技術の研究の推進に共同して取り組むことにしていますが、この研究の目的及び内容について改めてお伺いをいたします。

中澤公営企業管理者 御質問にお答えをいたします。太陽光発電などの再生可能エネルギーは、日照時間などの自然条件によりまして発電量が大きく増減することから、これらのエネルギーを本格的に普及をさせていくためには、電力貯蔵装置によりまして発生電力を平準化する必要がございます。このため、日本を代表する超電導技術の研究機関であります鉄道総合技術研究所と連携をしまして、本県にゆかりのある超電導を用いた電力貯蔵装置の実用化に向けた実証試験を米倉山で行っていくこととしております。以上であります。

桜本委員

福島第一原発事故以降、各地の原子力発電所の再稼働が進まない、あるいは電力不足の長期化が懸念される中で、東京都が100万キロワットの天然ガス発電所の建設プロジェクトを進めるなど、地方自治体が電力の地産地消の取り組みを進めており、本県にとっても、大手電力に依存しない電源で、緊急時でも安定的な電力供給を続けられる体制づくりが必要と考えられます。

本県の場合、恵まれた自然環境を生かした太陽光などの再生可能エネルギーによる地産地消を目指していくことが重要であり、研究の成果を大いに期待しております。

超電導技術については、電力貯蔵だけではなく、リニア中央新幹線に代表される輸送分野、さらには医療や通信など、さまざまな分野で応用技術が考えられます。この研究事業においても電力貯蔵機器の開発だけではなく、研究の折々に成果を社会に還元していただき、再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、県内産業の活性化につなげていくことがさらに重要であります。

そこで、超電導を利用した電力貯蔵技術の実用化に向けて明年度の取り組み及び今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

中澤公営企業管理者 お答えいたします。明年度につきましては、有識者による検討委員会の意見を踏まえまして、本年度に策定をした基本計画をもとに、実施計画を策定するとともに、米倉山の未利用地に建設を予定しております実証試験用の太陽

光発電所の測量、調査及び設計を行うこととしております。

今後のスケジュールにつきましては、検討委員会から意見をいただきながら策定をする実施計画の中で決定をしていきたいと考えております。以上でございます。

(大学生U・Iターン促進事業費について)

桜本委員

米倉山での実証試験であり、リニア中間駅はその米倉山のすぐ北側に予定されております。内陸部最大級の太陽光発電所だけでなく、最先端技術の研究拠点が米倉山に整備されることにより、リニア中間駅と関連した、夢が広がるプロジェクトとして期待をしております。

今、時代はスマートグリッド、あるいはスマートシティというように飛躍的に新しい分野に突出していく時代がまさに来ようとしております。その中心地である米倉山を、ぜひ全世界に発信していくような研究施設に1日も早く着手することを期待をしております。

次に、予算概要の26ページにあります大学生U・Iターン促進事業費についてであります。少子高齢化が急速に進む中、本県経済を将来にわたって持続的に発展させるためには、当たり前のことですが、若者の力が必要であります。本県の高校卒業生の多くが県外の大学、専門学校等に進学をしております。

そこで、県外に進学された若者が卒業後にどれぐらい本県にUターン就職しているのか、また、県ではUターン就職支援にどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

新津産業労働部長

お答え申し上げます。まず、Uターン就職の状況でございますけれども、首都圏の大学、専修学校等の172校に対しまして昨年、調査をいたしました。118校から回答がありまして、昨年3月卒業生のうち23%が本県にUターン就職をしているという状況でございます。

次に、県の支援につきましてですが、東京事務所内に設置をしておりますやまなしU・Iターン就職支援室におきまして、また、首都圏の大学等の就職説明会に本県のコーナーを設けまして、学生からの個別相談に対応しております。

また、山梨U・Iターン就職フェアを東京で開催して、県内企業との個別面接の場を提供いたしますとともに、首都圏の大学の就職担当課長さん等を山梨に招きまして、県内企業と直接情報交換できる場を提供しております。

さらに、本県出身の学生に対しまして、メールによる情報提供を行うために、「ユースバンクやまなし」にあらかじめ登録をいただきまして、県内企業の求人情報とか合同就職面接会の情報を定期的に配信するなどの工夫をしておるところでございます。以上でございます。

桜本委員

私も就職説明会、事業者側と何回か参加をさせていただきました。そのように年間でも回数をふやしていくとか、あるいは説明場所の会場を変えるとか、いろいろなこれからの工夫も必要ではないかと思えます。

厳しい経済雇用情勢を耳にして、県外に進学した学生の親御さんも大変心配をしております。こうした中、県内の魅力ある企業の情報を、県外に進学された学生さんや、その親御さんに的確に伝え、県内企業に注目していただくことが本当に重要なものであると考えます。

また、東日本大震災以降、地元就職を意識するようになった学生も非常にふえてくるなど、Uターン志向が強まってきているのも事実であります。むろん、若者の雇用の場の確保が不可欠ではありますが、一方で、私は、山梨に帰ってきたいというニーズに的確にこたえられるよう、東京事務所の就職支援室に県

内企業のさらなる魅力を知る人を増員し、これまで以上に足繁く大学回りを行い、親身になって学生の相談に応じられる体制が必要と考えます。

そこで、県は、Uターン就職にさらに積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、御所見をお伺いをいたします。

新津産業労働部長 お答え申し上げます。学生への相談体制につきましては、U・Iターン就職支援室に民間企業出身の経験豊富な人材を配置しておりまして、来所者を初め、電話やメールによる相談に対応しているところでございます。

また、今年度2月末までに首都圏の大学など133校、延べ185回訪問しておりまして、Uターン就職希望者の発掘を行いますとともに、希望の出されました36校につきましてはキャンパス内で出張相談会を開催いたしますなど、U・Iターン就職希望者に対する相談体制については充実を図っているところでございます。

一方、親御さんを対象とした就職セミナーも開催しておりますし、大学の父母会が県内で開催されます場合に、県内への就職相談コーナーを設けるなど、保護者にも県内企業への就職を働きかけてきているところでございます。

さらに、学生の間では、スマートフォンを使った就職活動、これが一般的となっておりますので、本年1月末からスタートさせましたけれども、全国初となるスマートフォンの閲覧に対応した就職支援サイトを開設いたしまして、県内企業の魅力とか求人情報につきまして、県外におります学生にリアルタイムで提供するなど、ITを活用したU・Iターン就職の促進に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

桜本委員

大学、専門学校等も東京だけではなく、神奈川、千葉、埼玉、茨城というふうに非常に広がっております。その中で非常勤の方1名という配置の中ではちょっと足りないのかなという、私、そんな気がしてなりません。やっぱりマンパワーということで、足で稼ぐという、そういった、やっぱり汗を流して県外の学生の方に県内企業のよさを1つでも多く伝えていくという、そういった姿勢がこれからは本当に問われていくのではないかと考えています。

ぜひ、県と、そして大学、専門学校等とが一体となった新しい芽が開くように、ぜひお力を添えていただければと思います。

以上をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

（介護保険料の増加抑制対策について）

山下委員

明全会の山下でございます。時間も限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

まず、予算概要の71ページ、介護保険財政安定化基金事業についてお伺いたします。平成12年に導入された介護保険は、要介護高齢者を支えてきた家族の負担を軽減し、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着し、今ではなくてはならない大切な社会保障制度の一つとなりました。

制度の普及にあわせて介護保険の給付費は大きく膨らんでおり、平成22年度の介護保険事業状況によれば、介護サービスに支払われた保険給付費は521億8,100万円と、制度発足当時の217億1,800万円の約2.4倍という大幅な増加となりました。

これらの給付費の増加とともに、介護保険料も急上昇して、第1期には県内平均、月額2,213円でスタートしたものが、現行の第4期では月平均3,

947円、そして来年度から、第5期ではこれまでの上昇率を大幅に上回る25%増の1,000円程度高い、月額5,000円をやや下回る額まで上昇しております。

そこで、まず初めに、県内市町村で第4期の保険料と比べ最も上昇率が高い団体はどのぐらいの値上げとなるのかお伺いいたします。

古屋福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えいたします。介護保険料の上昇率が最も高い団体では、第4期を60%近く上回りまして、1人当たり月額で1,800円程度の上昇となるものと見込まれております。以上でございます。

山下委員 後でまたお話しさせていただきますけれども、大変市町村でばらつきが出ているというふうなことでありますけれども、50%を超えるところがふえているということでございます。

年金が主な収入源である65歳以上の高齢者にとって、50%を超える上昇率はかなり厳しい水準であると思います。こうした高い上昇率はかなり早い段階から予想されており、昨年7月11日に厚生労働省が開催した、第5期介護保険事業計画の策定に関する全国会議でも、財政安定化基金や介護給付費準備基金の取り崩しなどの増加抑制策が示されました。このうち、財政安定化基金については、国が取り崩し額について基本的な考え方や計算方法を示す一方で、具体的な取り崩し額や使途については都道府県の判断で設定できることとされています。

そこで、今回の介護保険財政安定化基金の取り崩し額、11億3,900万円余はどのような考え方で算定されたのかをお伺いいたします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。この基金は市町村における保険料の不足による財源不足に対しまして、交付や貸付を行い、介護保険財政の安定的な運営を図るため設置しているものであります。このため、国が示しました、取り崩し後も基金の本来の役割を果たし得る額を基金に残すこととした場合の取り崩し額の計算方法により算出をしたものであります。

具体的には、基金本来の目的を果たすための必要額といたしまして、これまでの本県の最大貸付率であります第1期の0.86%と、全国の状況をもとに国が示しております標準貸付率0.78%を用いまして、第5期における最大の貸付見込額を確保した上で、残余の額を取り崩し額といたしましたものでございます。以上でございます。

山下委員 ということは、いわゆる貸付率の0.86%、第1期のときに一番最初、貸し付けた、その額を基本にして、これからやるんでしょうけど、各期ごとの貸付率はどのような状況になっているのか。いわゆるこれまでの1、2、3、4というのはどうなっていますか。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。貸付率につきましては、各期中の貸付総額をその期の3年目の介護給付費で除したものでございます。第2期にあっては0.65%、第3期におきましては0.13%となっております。第4期につきましては、0.18%程度となる見込みであります。以上でございます。

山下委員 2005年の法改正後の第3期から取り崩し率は最大貸付率の約15%から20%の、いわゆる今お話ししたように大幅に下落していると。下落というか、低下していると。第1期から第4期までの平均貸付率で計算した場合、取

り崩し可能な額はどのぐらいになるのかお伺いいたします。

古屋福祉保健部長 お答えいたします。第1期から見込値であります第4期までの貸付率の平均は0.46%となります。この率で計算をいたしますと、15億5,000万円余となるものと思います。以上でございます。

山下委員 本県と基金残高が同様規模の香川県と滋賀県、高知県などが全体の約3分の2を取り崩しを行うことと今回予定されているそうですが、保険料の改定率が極めて高いことを考えれば、平均貸付率を採用するなど、もう少し取り崩し額を私はふやすべきだと、要するに、0.8から0.18まで下がっているわけですから。その基準をしてもいいんじゃないかなと思いますけれども、お伺いいたします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。介護保険財政は計画期間の3年間に見込まれます給付費を国、県、市町村による公費負担と被保険者の保険料負担で賄う仕組みでございます。しかし、高齢者の保険料につきましても、市町村が通常の実行を行ってもなお生じる保険料の未納でありますとか、予想を上回る給付費の伸びによりまして、財源不足に陥る場合がございます。

本基金はそのような不測の事態に備えて設置することとされているものでありますので、必要十分な額を確保しておく必要があります。その目的を果たすために示された国の算定方法によるのが最もふさわしいものであると考えております。以上でございます。

山下委員 後でまた総括の、全体をまとめたときに言いますけれども、0.86から0.18に下がっているんですから、市町村は余り貸し出しをそれほど望んでいないということになるわけですから、それを最大限というふうなことを言うのもちょっとおかしい話だと思いますけれども、まあ、それは考え方だと思います。

次に、取り崩した基金の県分の用途についてお伺いいたします。この財政安定化基金を取り崩した場合、県は市町村と国に対して3分の1ずつ支払わなければならないとなっており、国と市町村に支払った後に残る、県分の3分の1については、介護保険料の事業に関する経費に充てるよう努めることが法律に明記されています。

この介護保険に関する事業の具体的な事業内容については厚生労働省が昨年8月に示したQ&Aで、保険料軽減のための市町村に対する交付金とすることを初め、地域包括支援センターの職員やケアマネジャー等の職員研修の充実などへの活用が例示されていますが、本県では具体的にどのような用途に使われるのかお伺いいたします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。介護保険法の趣旨に沿いまして、介護保険財政の根幹を成しております介護保険給付費の県負担金に充当をすることとしております。以上でございます。

山下委員 ということは、またこれも後でお話しますが、資料をいただいている中で県負担金に充てる部分の給付金の内容も、山梨県の場合には非常に一般財源の方に充てるということでございますけれども、ちょっとその辺はまた後でお話しします。

それで、地方交付税の基準財政需要額の単位費用の一つに、65歳以上の人口を測定単位とする高齢者保健福祉費が含まれており、これにより本年度は9

3億円が基準財政需要額として算定されています。一方、介護保険給付費県負担金の予想額は84億円余であり、交付税措置もされていることから、この基金の取り崩し分を県負担金に充当しなければならないという必要性は低いと思っております。

また、介護保険法の改正の趣旨は、保険料の増加抑制であり、県が毎年度義務的に負担しなければならない介護給付費県負担金に使われることには非常に私は抵抗感があります。確かに県財政が厳しい状況なのはわかりますが、今回の保険料改定では大幅な上昇となることが見込まれる中で、低所得の高齢者の方々にかなり厳しい値上げになると思います。

これらを考慮し、もう少し被保険者のための活用をすることを検討するべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

古屋福祉保健部長 現下の経済情勢は大変厳しいものがございまして、高齢化の進展なども含めると、高齢者を取り巻く環境についても大変厳しいものがあることもよく認識をしているつもりでございます。

このため、明年度におきましては、介護保険サービスの充実強化や介護予防の推進などに取り組む地域包括ケア体制整備事業のほか、地域包括支援センター職員やケアマネジャーの研修事業、さらには特別養護老人ホームの改築事業等の予算の確保を図ることによりまして、被保険者であります高齢者に最適なサービスが提供されるよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

山下委員

今、言われたように、ぜひともそういうふうな形で使っていただければと思います。

次に、介護給付費の増加抑制のための取り組みについて伺います。京都では、来年度から介護保険サービスを10年以上利用していない90歳以上の高齢者、余りいないのだと思いますけど、約9,500人が対象だそうですけれども、地域の商店街などに使える3万3,000円の商品券を贈る事業を開始するというところでございます。介護給付費の増加抑制はもちろん、サービスを利用してない高齢者の不満を和らげ、地盤沈下が進む地域商店街の活性化を図るユニークな取り組みだとは思いますが。

本県でも半世紀にわたって続いてきた敬老祝い金が市町村事業との重複を理由に廃止されましたが、介護給付費の増加抑制や経済活性化などの新たな目的を加え、高齢者の励みになるような新事業に取り組むべきと私は思います。御所見をお伺いします。

横内知事

介護給付費の増加抑制のための対策という話でございますが、高齢者が自分の住んでいる地域でいつまでも元気で暮らすということは大変大事なことでございまして、そのために介護予防を推進するということが、それから高齢者の生きがい対策に取り組んでいくということが大切だと思っております。また、そのことが結果として介護給付費の増加抑制につながることになると思っております。

このため、県では来年度におきまして市町村が介護予防事業を行っていく際に、どうしてもリハビリの専門家がいらないものですから、そういう専門家である病院なんか勤務している理学療法士とか作業療法士を市町村の介護予防のためのいろいろな集まりに派遣をするというような事業を始めたいと考えております。

また、NPOとか地域住民が高齢者が身近に集まって、お茶でも飲みながら

みんなでいろいろなことができるような、コミュニティカフェと呼んでおりますけれども、言ってみれば寄り合いの場ではありますが、そういうものを立ち上げることに對して支援を行うことにしております。

さらに、県内の高齢者がいろいろな新しい生きがいくりのための試みを行っているわけでございますが、そういう情報を収集をして、インターネットなどを通じて情報発信を行うというようなこともやっけていこうとしているところでございます。

介護予防の推進をして、高齢者がいつまでも元気でいられるように、そういう対策をとっていきたくて、こういうふうに思っております。

山下委員

ぜひとも大いに前向きにご検討いただければと思います。

次に、今回の保険料改定に当たっての市町村との連携状況について伺います。先ほど引用した厚生労働省のQ&Aでは、「都道府県においては市町村に対し、取り崩しによる交付予定額を事前にご連絡いただくこと等により、市町村における保険料設定が円滑に行えるようご協力をいただきたい」と、介護保険料の改定に当たっての市町村との連携の重要性を示されました。

ところで、本県では、2月補正分として条例改正が提案され、去る3月6日に成立したばかりであり、市町村と十分な連携が図れたか、私は大変疑問に思っております。そこで、今回の財政安定化基金の取り崩し額の次期保険料への反映について、市町村とどのような連携を図ったのかお伺いをします。

古屋福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えいたします。条例の改正につきましては、国の制度改正に係ります政令の公布がございました。そのようなことから、2月議会への提出となったところでございます。

このため、県といたしましては、国から示されました、先ほど申し上げました、取り崩し額算定の考え方や、これに基づいた場合の交付額等につきまして情報提供を行うなど、各市町村における第5期保険料の設定が円滑に行われるよう配慮をしまいたるところでございます。以上でございます。

山下委員

わかりました。この質問の私の基本的な考え方は、いわゆる第1期から始まった0.86の貸付金、そこから0.18まで下がっているわけですから、市町村は余りもう、いわゆる貸付を望んでいないということもあるわけですね。それで、基金を積み立てるときには、市町村から3分の1、県が3分の1、国が3分の1ということでございますから、市町村からもお金を吸い上げているわけですね。しかも24年度の今回に限って取り崩しがいいよというふうに言われて、まあ、政令にも書いてあるわけですから、そうなれば、ほかの県は一生懸命ここで一気に取り崩しをしたわけですね。そして、算定基準である0.86を山梨県はやったんだけれども、わざわざそんなに高い金額じゃなくて、平均値の0.78でもよかったわけですね。そして、少しでも取り崩して、ほかの県は基金に入れているわけですね。そして基金に入れて、そしてそこから計画的に特別養護老人ホームだとか、そういうものに使うことをやっているわけですね。

実際、ほかの県は、これ、一覧表すべてそちらの方からいただいたんですけども、山梨県の場合には介護給付費の負担金、いわゆる県分ということですね、県が負担しなければいけない分にそのまま全部充てていると。だけれども、ほかの県は先ほど言われたように、まあ、部長もちょっと言われたのだと思っておりますけれども、いわゆる特別養護老人ホームの基金に見立てるとか、また、ケアマネジャーだとかそういうふうな人材育成に見立てるとか、そういうことを

一度、基金に入れてやっている県がかなり多くある。

山梨県の場合には単純に県負担分にそのまま入れてしまったということですから、ぜひとも大いに、先ほど言われたように、ほかのところで頑張るということでございますから、大いに検討していただければと思います。

（医師確保対策事業費について）

じゃあ、次の質問に入ります。次に、予算概要78ページ、医師確保対策についてお伺いします。まず、若手医師海外留学支援事業費について伺います。昨年6月、定例会の予算特別委員会で、我が会派の永井議員が、この若手医師海外留学支援制度について、先行県である鳥取県の例を挙げながら、医師の応募が見込まれるかといった点についてお伺いしました。予算議決後、ただちにホームページへ等への掲載や県内外の医療関係機関へのパンフレット送付などにより、できるだけ多くの医師が応募するように取り組みたいと回答がありました。

そこで、まず、本県での応募状況についてお伺いいたします。

古屋福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えいたします。本事業につきましては、本年度6月補正予算の成立後、県のホームページや医療情報サイトなどを活用して募集いたしましたところ、1名の医師から応募がございまして、先般、選定委員による面接を実施するなどして、この1名の方を貸与者として決定をしたところであります。

この貸与者は4月から2年間、アメリカの大学におきまして整形外科に関する研究・研修を行うこととしております。

なお、貸与枠に余裕がありますし、また、年度中途の留学も可能でありますので、募集期間を延長をし、現在も応募を受け付けている状況でございます。以上でございます。

山下委員 当初は3名を予定していたんですね。残念ながら1名ということでございますが、実質的な事業の初年度であることで1名の応募というのはかなり厳しい状況ではないかなと思います。

それでは、当該応募者が勤務する病院の場所、これは県内外の別でも結構ですが、及び公立病院、個人開業医などの勤務形態についてお伺いさせていただきます。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。県内の公的な病院の常勤の医師でございます。以上でございます。

山下委員 大変山梨県は医師不足が激しい県でございます。県内の公立病院に勤務されている方となると、後任の医師の補充が大変重要じゃないかと心配になりますけれども、具体的にその対策はどのように考えていますか。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。本事業では留学中の経費といたしまして月額30万円を貸与するため、勤務先の病院におきましては留学された医師の給与などの経費が軽減されます。したがって、病院が補充を必要と判断した場合は、それを活用して外部から非常勤医師等を雇用することなどによりまして、後任医師を補充していただくことができるようにしております。

また、本事業により留学した医師は、海外で修得した高度な医療技術や専門知識を生かすとともに、院内にその技術等を普及することなどによりまして、

病院全体、ひいては地域医療全体の水準を向上し、魅力ある病院づくりにつながるものであるということにつきまして、勤務先病院によく御理解をいただく中で本事業を円滑に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

山下委員 病院内で調整するということですがけれども、いわゆる整形外科は全国的に見ても医師不足の不足率が高い診療科です。少し前の平成22年9月に公表された厚生労働省の必要医師数実態調査では、整形外科の不足は、医師数では、全国で1,963人、倍率では1.16倍という状況で、簡単になかなか確保することが難しいというふうに伺っておりますけれども、いかがでしょうか。

古屋福祉保健部長 お答えいたします。貸与者の勤務先の病院におきましては、常勤、非常勤を問わずに後任者の確保に取り組まれることと思っておりますけれども、後任医師の確保ができないこともあり得るという、そういった想定の中で、留学研修後には貸与者が県内医療水準の向上に貢献することなどから、海外留学研修に送り出すということを認められたものというふうに理解をしております。以上でございます。

山下委員 海外留学の目的について伺います。この事業は本県の医療水準を向上させるために、留学する医師が具体的な取り組みや貢献目標を明記した計画書を提出するというところでございますけど、今回の留学は何を目的として、本県の医療水準の向上にどう結びつくようになっているのかちょっと伺います。

古屋福祉保健部長 お答えいたします。今回、このお1人の方の留学研修でございますけれども、脊椎の老化や変形の進行に対しまして、現在有効な治療方法が確立されていないことから、脊椎の老化を抑制する治療方法について研究を行うことを目的としております。

脊椎の老化を抑制する治療方法の研究を進めることは、高齢化が進む本県において、腰痛でありますとか、神経障害で苦しむ患者に対する脊椎疾患治療に大きく貢献するものとなると考えております。

本事業では、帰国後1年以内に留学の成果を発表することとなっております。県内医療機関を対象としたセミナーなど、さまざまな機会をとらえて留学研修の成果の普及を行うことにより、本県の医療水準の向上や医師の確保、定着を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

山下委員 わかりました。大いに研修成果を発揮していただいて、山梨県の医療向上に少しでも結びついていただければと思います。

次に、医師修学資金貸与制度について伺います。本県は2007年度に県内の医大生などを対象として、卒業後に県内の医療機関に一定期間勤務することで返還を免除する医師修学資金制度を創設し、本年1月末現在で428人が利用し、このうち89人の医師が県内の医療機関で勤務されているということです。

私は、この事業に関して、幾つか改善を図っていただきたいというふうに思っております。まず1点目は、県外の医学生に対する貸付額の増額です。本県では対象を3区分にし、2種の山梨大学と北里大学地域枠の医学生には月額13万円を、第1種の県外大学の医学生には月額5万円を貸し付けています。平成19年から本年度まで、県外大学の医学部に入学した学生は136人で、このうち1種の修学資金を貸与されている方は47名とのこと。こうした県外の医学部に在籍している医学生に対して、返還免除期間の延長を条件に、山

梨大学などの医学生並みに増額することを検討していただきたいと思ひます。

もちろん、他県から山梨大学に來られ、本県のよさをわかつてくれ、県内医療機関に定着していただける方も多しと思ひますが、受験の都合で県外に転出し、将来的には本県に帰つてきて地域医療を担いたいと思ひている学生も数多くいると思ひます。

医学生への貸付制度は多くの道府県で制度化されており、要件もそれぞれの団体で考え方は大きく異なります。1人でも多くの本県出身の学生がふるさと山梨の医療の立て直しに参画できるよう、制度の充実を図るべきと思ひますが、いかがでしょう。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。医師修学資金につきましては、これまで428名が貸与を受け、現役学生などを除きます109名が医師となりまして、その82%に当たる89名が現在、県内に就職をしております。

このうち、県外医学生も対象となります月額5万円の第1種医師修学資金につきましては、今年度初めて山梨大学出身者9名が勤務義務期間を満了いたしまして、返還免除となりましたが、この9名の方全員が引き続き県内病院に勤務をしております。

また、この4月には県外大学の出身者からも返還免除や返還猶予が満了となる貸与者が出てまいりますので、これらの貸与者の動向を見極めながら、本制度の内容につきまして検証し、検討してまいりたいと思ひております。以上でございます。

山下委員

わかりました。まとめて後で言ひます。

次に、女性医師のライフステージに合った返済条件の改善についてお伺ひします。命を預かる医師という職業は机上の知識だけではなく、極めて豊富な経験が必要とされます。このため、6年制の医学部の教育課程を経て医師免許を取得した後も、2年間の初期臨床研修と3年間の後期臨床研修を経て、30前後に専門分野の知識を備えた医師となります。

近年、医学部に進学する女性がふえており、29歳以下の医師の約3割が女性ということですね。女性は30歳までの間に出産や育児等の新たなライフステージを迎えることが十分想定されます。この資金の給付を受けた場合、一定期間、県内の公立病院で勤務すれば返還が免除されますが、出産や育児で休業したときは返還が猶予されるのみであります。

そこで、例えば、出産・育児休業期間の一定割合を勤務期間として参入するなど、女性医師にとってより利用しやすい制度となるよう改善を図っていただきたいと思ひますが、御所見をお伺ひします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。本事業におきましては、出産、育児により医師の業務に従事しない期間につきましては返還債務の猶予理由に該当すると認められますので、当該期間と同じ期間だけ返済猶予期間が延長されますが、当該期間を返還免除の対象としては参入していません。

これは、同様の制度を持つすべての県において同じ取り扱いということもございまして、出産、育児の期間を返還免除の対象期間として参入することにより、男性の貸与者などとの不均衡が生じるものというように考えております。現在、医師修学資金貸与者におきまして女性の割合は3割程度でございます。これは全国及び山梨県の医師における女性の割合とほぼ同程度でありますことから、本事業は女性にも十分に活用されているものと考えております。以上でございます。

山下委員

それでは、少しパネルで簡単にだけ説明させていただきます。非常に、先ほどからお話がありましたように、医師海外留学研修支援制度と医師修学資金制度、私は正直申し上げまして、医師修学資金制度に一生懸命力を入れたほうがいいんじゃないかなと思っております。

これは後ろからの換算なんですけれども、返還免除の期間というのが医師の場合には3年間ですから、36カ月を一つ、基準とすると、逆算すると同じように36カ月勤務をされた場合には2倍の勤務ということですから18カ月。今、先ほど2年間行かれるということなんですけれども、一応わかりやすく比較をするために、18カ月というふうになると、こういうふうな590万円。しかし、同じように5万円の医師の場合には、フルに72カ月、6年間やったとしても360万円ということですので、単純にこの金額をやっても230万円のマイナス。同じ1人を、同じように36カ月医師をやってもらただけでもそれだけの金額の違いが出てくるということですのでございます。まあ、これはちょっとざっくりした言い方でございます。

同じように、第2種。第2種は、今のところ、山梨大学や北里大学の地域枠だけということなんですけれども、同じように48カ月働いていただくということを設定すると、要するに同じように制度上は2倍、いただいた分の2倍働きなさいということですのでございますから、同じように48カ月にすると、30万円というのは、これ、月額。掛ける2ですから24カ月になるわけですね。2年間行っていると、で、50万円というのは交通費ということですのでございますから、770万円。同じように13万円で逆算して行って、こちらの場合にはいただいた期間の1.5倍働きなさいよという制度になっておりますから、そこから逆算すると32カ月もらう期間が。本来、もしかしたらこれ、72カ月になるかもしれませんけれどもね。とりあえずわかりやすくする場合に、13カ月で32カ月で400。これでもう要するにこれだけの差が出てくるということですのでございます。

先ほどちょっと言わせていただいたのは、13万円というふうな部分というのは、2種の方々だけですけれども、要するに5万円の部分がありますから、それを引き上げて10万円にしたらどうでしょうかということですのでございます。10万円にした場合には、第1種を5万円から10万円に引き上げた場合には、私の考え方だと1.5倍と、ですから、その部分がまだ少ないわけですから、3分の4、要するに1.3ぐらいに勤務期間を設定すればいいんじゃないかというふうな私は考え方を持っています。

海外留学生制度が全くだめだというわけではないですけれども、本当に医師不足になっている本県としてみれば、実のあるものと考えていったほうがいいんじゃないかなと思っておりますけれども、御所見をお伺いいたします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。議員御指摘のとおり、両事業とも医師の確保を図るものでありますが、貸与する対象者が医師修学資金は医師を目指す医学生であります。これに対して海外留学資金につきましては、臨床研修や専門研修を終えた、専門医の資格を有する医師であるという点で違いがございます。貸与額につきましては、医師修学資金は学生がしっかりと勉学に励めるように、参考図書や生活費を支援する額としております。海外留学資金につきましては、留学に伴い、休職となるなど、基本的には収入がなくなる若手医師が研修に専念できますよう、必要となる生活費を貸与しようとするものでございます。したがって、おのずと貸与額に差が生じているものでございます。

また、海外留学支援事業は、高度な医療技術や専門知識を習得して帰国した

医師のもとに研修医が集まることにつながるものというふうを考えております。県におきましては、医師を志す学生から、臨床研修を終えた若手医師まで、それぞれの段階で医師確保対策を実施をいたしまして、臨床研修医から専門医まで継続して確保、定着できるように取り組んでいるところであります。以上でございます。

山下委員

ぜひとも御検討を大いにさせていただいて、少しでも実のあるものにしていただければと思っております。時間がないので、次に行きます。

次に、県ドクタープール事業についてお伺いします。この事業は2007年度に創設され、医師を県職員として採用し、医師不足の病院に派遣するという事業ですが、いまだ採用実績がないと伺っております。一方、お隣の長野県では、同じ2007年度に即戦力となる医師を病院に紹介するドクターバンク事業を創設し、本年1月までに65人の採用実績があったとのことですが、このドクタープール事業で採用が進まない理由はどこにあるのか。また、他県で採用実績がある類似制度などを踏まえ、ドクタープール制度の見直しを行うべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。本事業は任期を定めて医師を県職員として採用し、地域の公立病院へ派遣するとともに、医師が希望する医療機関での研修を認めるという制度でございます。

本事業でなかなか採用が進まないという理由でございますが、県が派遣先病院を指定をいたしますために、応募する医師みずから勤務先を決められないということがございます。それから、生活の利便性が高い都市部の病院に勤務を希望する医師が多い中であって、県が予定をする配属先病院は僻地など、遠隔地の地域医療を支えていただくということで、僻地などの遠隔地が多いということでございます。そのようなことが要因であるというふうを考えております。

長野県のドクターバンク事業につきましては、御承知のとおり、本県のドクタープール事業とは異なりまして、長野県に勤務してもよいという医師を登録していただきまして、登録した医師の希望をもとに病院をあっせんするというマッチング方式ですが、本県におきましても県内病院の求人情報を県のホームページに掲載をし、求職の問い合わせについては随時該当する医療機関へ取り次ぎを行っているところであります。

こういった取り組みや医師修学資金、病院群による臨床研修プログラムの策定など、さまざまな医師確保対策によりまして、1人でも多くの医師を確保できるよう取り組んでいるところでございまして、ドクタープール事業につきましても引き続き県のホームページなどを通じて周知を行い、希望者がある場合には速やかに予算措置を行い、地域の公立病院に派遣をしていきたいと考えております。以上でございます。

山下委員

ドクタープール事業はほかの県も全然だめなんです。よく御検討いただきたいと思います。山梨県だけじゃないんです。ほとんどやっているところが全然だめなんですから。

次に、最後でございます。医師確保に向けたキャリア教育の充実についてお伺いします。去る3月3日に山梨大学医学部附属病院など、5つの臨床研修病院等で構成される臨床研修病院等連携協議会と県の合同で、山梨県臨床研修病院合同説明会が開催され、約40名の医師が参加されました。この説明会は、医師として第一歩である臨床研修を本県で行うことを希望する全国の医学生

を対象に実施するものであり、本県に勤務する人材を確保するということがございます。

そこで、県と県教育委員会が連携し、医療人材の育成に向けて専門教育学科や再編、キャリア教育の充実について、どう取り組まれるかお伺いいたします。

瀧田教育長

ただいまの御質問にお答えいたします。山梨大学医学部医学学科に平成20年度から地域枠が設けられたことにより、医学部希望生の県外大学への流出が減少し、平成24年度入試においては、この地域枠に90名が出願し、30名の定員がすべて充足されたところであります。

また、今年度の医師体験には県立高校だけでも60名の生徒が参加しており、私立高校を合わせますと医師を希望する生徒は相当数いるものと考えられます。

委員御指摘の進学あるいはキャリア教育については、医師確保のために重要であると考えておりますので、知事部局との連携を図りながら、一層の充実に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

（ 休 憩 ）

（地域医療再生計画について）

望月（利）委員

フォーラム未来の3番バッター、望月利樹です。野球の3番を打つほど実力はありませんが、全員野球のフォーラム未来の3番としてしっかりと質問をしていきたいと思っております。

さて、フォーラム未来の意見を集約した本会議場での御答弁が新年度予算にどのように反映されているのかということを中心として、あれはどうなったんだと、追跡の意味も含めて質問をしていきたいと思っております。

まず、地域医療再生計画について質問をさせていただきます。予算概要79ページの峡南医療圏における医療連携に係る取り組みについて幾つかお尋ねいたします。医療資源が乏しい峡南地域において、効率的な医療提供体制を構築することは最も力を入れていくべき施策の一つと考えております。昨年6月議会の御答弁や本会議の御答弁の中で、まず医師6人の追加確保と巡回バスを出す。それともう一つ、地域医療再生基金を使って設備の拡充をするということで、この予算編成の中の一つとして今回載っているのが峡南中南部地域における医療機器の整備等ということですが、これに対してどのような方針のもとに事業を進め、成果を見込むのか伺います。

古屋福祉保健部長

ただいまの御質問にお答え申し上げます。早川町、身延町及び南部町からなります峡南中南部地域におきましては、在宅医療を初め、総合診療体制が充実しております飯富病院、それから多くの手術を手がけ、急性期医療の実績が比較的豊富な身延山病院、また、専門のリハビリテーションや長期療養患者を主に受け入れております、しもべ病院など、各病院が特徴のある医療を提供しております。

こうした状況を踏まえまして、各医療機関の強みや得意分野を生かしながら、患者紹介や手術における協力等の連携を進めることによって、地域内で必要な医療が受けられる体制を確保することといたしまして、それぞれの病院等に必要な医療機器の整備に対し助成をすることとしております。

この結果、急性期から慢性期、在宅医療に至るまで、疾病段階に応じた適切な医療が身近な医療機関で受けられるようになるなど、地域医療の充実、強化が図られるものと考えております。以上でございます。

望月（利）委員 次に、患者情報共有システム整備事業費について伺います。地域医療の再生を実現するためには、患者の診療情報の集積と活用が不可欠であります。医療施設間をつなぐ情報のネットワークを整備することが急務です。このため、患者情報共有システムにより体制を整備するということですが、おとといの質疑の答弁の中でマクロ的な答弁がありましたので、私は別の切り口として、既存の院内情報システムとどのように連携、接続させていくのか、スケジュールもあわせて伺います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。患者情報共有システムは、投薬、検査に関する情報やCTなどの画像に関する情報を医療機関が共有することによりまして迅速、的確な医療を提供するために役立つ医療情報ネットワークを構築をしようというものでございます。このシステムは、委員御指摘の医事会計システムや処方、検査などにかかわる医療情報システムなど、既存のネットワークシステムから必要な診療情報を自動的に引き出す仕組みになっておりまして、新たなシステムにあわせて既存のシステムを改修する必要はございません。

今後はシステムの設計作業を進めるとともに、明年度中にシステム開発を行いまして、平成25年度の試験運用を経て、平成26年度からは本格運用を開始することとしております。地域医療再生計画が終了いたします平成26年度以降は各参加の医療機関が自立的に運用をしていくことができるよう、体制を整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

望月（利）委員 次に、在宅医療支援センター設置事業費について伺います。在宅医療の分野において峡南地域は先進的な取り組みを行ってまいりました。残念ですが、これは峡南地域が県下で最も高齢化、過疎化が進行している地域であることから、在宅医療のニーズが増大していることによるものと考えます。このような状況を踏まえ、在宅医療支援センターが飯富病院内に設置され、在宅患者等に対する支援を行ってきたものと承知しております。昨日、岡田克也副総理も飯富病院を視察されまして、その取り組みを高く評価されたということですが、昨年4月のセンター開設以来、これまでの活動実績はどのようなものか、また、在宅医療のモデル地区化に向け、今後どのような活動を行っていくのか御所見を伺います。

古屋福祉保健部長 お答えいたします。在宅医療支援センターにつきましては、昨年4月15日の開設以来、峡南地域における在宅患者とその家族などからの相談への対応でありますとか、医療、福祉、保健等に係る関係機関の連絡調整等を行ってまいりました。

この取り組みは、地域医療再生計画に基づく在宅医療のモデル事業として実施をしているものでございまして、また、開設初年度でもありますことから、本年度はセンターの周知、啓発や医療従事者を対象とした研修会、学習会等を中心に活動をしてきたところでございます。

本年2月末時点の相談件数は延べ30件でございまして、一人一人の患者に対するきめ細やかな対応が行われていると認識をしております。この結果、利用者や医療機関などの関係者からはおおむね満足度の高い評価が寄せられているところであります。

今後は、主治医が出張等で不在の際に、他の往診医療機関との調整を行うといった、既に現在それもスタートしておりますけれども、そういった在宅かかりつけ医への支援やネットワークづくりをさらに進めてまいる考えでございます。

ます。以上です。

望月（利）委員 次に、峡南北部地域の医療連携についてであります。峡南北部地域の医療体制を充実させるため、昨年12月から市川三郷町・富士川町新病院設置協議会が設置され、協議が続いております。両町が経営統合による新病院の設置に向け、具体的な協議に入ったことに対して、さらなる地域医療の充実ということで期待しているところであります。

そこで、新病院設置協議会において、現在どのような協議が行われているのか、その状況を教えてください。

古屋福祉保健部長 お答えいたします。峡南北部地域におきましては、市川三郷町・富士川町による新病院設置協議会におきまして、昨年末から病院の経営統合に向けた協議が進められております。

中でも、協議会の中に設置をされました専門部会の一つである医療機能部会におきましては、地域医療の専門家から提出されたたたき台をもとに、各病院の病床数や診療科の配置など、医療提供体制について具体的な協議がスタートをしております。今後は関係病院の院長さん、そして山梨大学の先生方による、さらに詳細な検討を行いまして、これを先ほど申し上げました部会にお諮りすることになっております。地域全体の視点から医療のあり方を考える機運が醸成されつつあるものと認識をしております。以上でございます。

望月（利）委員 ありがとうございます。次に、今後の検討協議の方針ということで伺いたいと思っております。峡南北部地域の医療連携に関しましては、昨年11月の議会の一般質問においても、地域医療再生基金の活用が平成25年までということで御答弁いただきました。協議を早期に進めていくことが必要であると思っております。しかし、両町間の議論はなかなか順調に進んでいないということを知り入っている状況です。

こうした中、両町の協議が円滑に進むように、県としてどのような役割を果たしていただけるのか御所見を伺います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。病院の経営統合は住民生活への影響が大変大きいことから、拙速を避けて丁寧な協議を進めていく必要がありますが、地域医療再生計画の計画期間は平成25年度までとされておりますことから、スピード感をもって今後の協議を進めていくことも必要であると考えております。

とりわけ、経営統合の枠組みの決定や、各病院の基本的な役割分担に関する方針づくりを早急に行うことが求められております。あわせまして、国などとの調整や地域住民に対する説明会を随時行っていく必要があります。県といたしましてはこうした取り組みを両町や両町議会はもちろんのこと、山梨大学や地区医師会などの関係機関と密接に連携しながら、円滑に進めていく方針であります。

このため、引き続きオブザーバーとしてこの協議会に積極的に参画をいたしまして、情報の収集、分析、提供や、関係者間の調整等に一層尽力してまいりたいと考えております。以上でございます。

望月（利）委員 地元が主体ということで、地元の意見を尊重してということはわかるのですが、地域医療再生計画は県の計画であります。しっかり県のほうで黒子となって、スムーズな議事が進むようお願いしながら、次の質問に移ります。

地域医療再生基金の活用期限ということで教えてください。と思います。

地域医療再生計画に掲げた医師の確保や医療連携体制の整備、これには本当に時間が必要です。関係機関との調整や施設整備に伴う附帯工事の施工など、平成25年までに事業を終了することが今のままの議論だと困難となるケースも想定されると思います。

このような中、地域医療再生基金の活用期限の延長が必要になることも想定しなければならないと思いますが、御所見を伺います。

古屋福祉保健部長 お答えいたします。地域医療再生計画に掲げた事業は期限内に終了する必要があります。しかし、一方においてはやむを得ない事情で期限内の終了が難しくなる場合や、よりよい結論を目指してさらに入念な検討を行うことが必要となる場合もあり得るものと考えられることから、期限の到来により一律に、かつ強制的に事業を終了するということにつきましては、弊害もあるものと考えております。

このため、県といたしましては、国への要望活動や全国知事会による要望書の提出等を通じまして、地域医療再生計画の実施期間の延長をこれまでも国に働きかけてきたところをごさいます。今後もさまざまな機会を通じ、地域の実情に即した期限延長を認めていただくよう、国に要望してまいりたいと考えております。以上です。

（中部横断自動車道及び国道300号の整備について）

望月（利）委員 まさに産みの苦しみに、今、その真ただ中だと思います。みんなで力を合わせて、いい地域医療を担っていければと思っています。

次に、中部横断自動車道及び国道300号の整備についてですが、過日、中部横断自動車道の直轄の平成24年度予算が132億円から135億円と国から示されたところであり、直轄高速区間については、これまで執行額が少なく心配しておりましたが、平成24年度は、本年度の倍額以上の予算が示され、また、平成25年度以降も重点投資がされる予定と聞いており、安心したところであり、

しかしながら、予算はついて、実際の工事が予定どおり行われるのか、これが重要となっていると思います。県では平成22年度から用地事務のほかに、国から残土処理場への搬入路整備も受託するなど、積極的に協力をしていると聞いております。

そこでまず、受託事業費の内容について伺います。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。県では中部横断自動車道の増穂インターチェンジ以南において、国土交通省及び中日本高速道路株式会社からの用地取得事務と、国土交通省から江尻窪残土処理場への搬入路の工事、及び本線工事に必要な工事用道路の一部について受託をすることとしております。

事業費といたしましては、用地事務受託に係る事業費が約1,300万円であり、江尻窪搬入路の工事費が3億3,200万円、工事用道路の工事費が8億6,400万円と、これらの工事に係る事務費の合計額は約6,000万円です。以上です。

望月（利）委員 平成23年度の予算と比較しますと、約9億円の大幅な増額となっておりますが、この理由について教えてください。

横内知事 国の直轄区間については御案内のように、本年度の倍額と、平成23年度は66億円でありましたが、平成24年度は132億円から135億円というこ

とで倍増をしたわけでございまして、国のほうもいよいよ平成29年度の完成を目指して本格的に工事をやっていくという姿勢を示してくれたものというふうに思っているわけであります。

この工事を進めていくためには、ただいまもお話ございましたように、工事用道路を何本かつくっていかねばいけません。特に身延線と交差したりするものですから、工事用道路の整備というものが数本必要になるわけでございます。そこで事業を急ぐという観点から、この工事用道路6カ所について、国から県が受託をして、県事業としてこれを実施をしていく、協力をしていくということにしたわけでございます。

そのことがこの事業費が大幅に増加した大きな原因の一つになっているということでありまして、いずれにしても県として最大限こうした協力をいたしまして、予定どおり完成するように努力をしていきたいと思っております。

望月（利）委員 知事の力強い御答弁をいただきまして、非常に心強く思っています。

次に、江尻窪残土処理場の搬入路工事の状況について伺いたいと思います。現在、国では身延町の下山の河川敷に残土を搬入しております。また、もう1カ所、身延町江尻窪の曙地区に残土処理場を計画しております、その進入路の工事を県が受託しているということですが、この状況について教えてください。

酒谷県土整備部長 受託工事の内容については、身延町の中山から残土処理場に至る延長2.2キロメートルの区間におけるトンネルの拡幅、橋梁の新設、待避所の設置と舗装の打ちかえなどであります。

このうち、工事期間が長いトンネルと橋梁の工事につきましては、昨年11月に着工し、現在、鋭意工事を進めており、これらの完了後にこの道路が生活道路でもあることから、工事中の利便を考慮し、待避所の設置と舗装の打ちかえを行う予定であります。

今後も、国が平成25年度に予定している残土搬入に支障が生じないように整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

望月（利）委員 ありがとうございます。

次に、中部横断道の沿線地域活性化構想ということで、道路はできるんですけど、地域をとにかく活性化しなければいけないという観点から、中部横断自動車道の増穂以南があと5年ほどということ、全線開通ということ、それを見据えた形で、いかに高速道路からおりてもらって、訪ねたくなるような地域づくりというのが重要になってくると思います。それができるかどうかというのが肝心だと考えておりますが、平成20年度に中部横断道沿線地域活性化構想が策定され、まず地域が主体ということで、地域活性化のための取り組みが検討され、本年度から具体的なプロジェクトが始動していると聞き入っております。

そこで、中部横断道沿線地域活性化構想の基本的な考え方を教えてください。

丹澤企画県民部長 お答えいたします。この構想は中部横断道沿線地域のエリア別の将来像を明らかにいたしまして、その地域特性を踏まえながら地域みずからが地域活性化に必要な取り組みを主体的かつ計画的に推進するための指針であります。

構想策定後、平成21年度から地域の関係者によりまして議論が重ねられてまいりました。昨年度、プロジェクトの企画がまとまり、今年度から具体的な取り組みが始まっているところであります。

南アルプス市を中心とした北部ブロックでは、南アルプス・フルーツ劇場プロジェクト、峡南地域では「こしべんと」開発・普及プロジェクトなど、3つのプロジェクトが始動しているところであります。

望月（利）委員 地域活性化の取り組み成果が出るのは最低10年かかるとも一説では言われております。継続的な取り組みを続けることが重要であります。地域活性化プロジェクトを進展させるためには何が必要なのか、来年度の予算の詳細とあわせて伺います。

丹澤企画県民部長 プロジェクトを進展させるためには、地域活性化に意欲と熱意のある人材のもと、関係者が相互に連携、協働してみずから主体的に取り組むことが重要でございます。このため、県では沿線地域活性化推進の会議を開催するとともに、現在始動している4つのプロジェクトに南アルプスの資源を活用したプロジェクトなど、新たに2つのプロジェクトを加えまして、計6つのプロジェクトが軌道に乗るよう、その立ち上げ段階を支援する補助金を交付することにしております。

望月（利）委員 中部横断道沿線地域の活性化は、山梨県の将来を左右すると言っても過言ではない重要なファクターだと考えております。高速を利用して人が集まっているのか、もしくはストロー現象等々で吸い取られてしまうのか、開通までの時間的なことを考えると、今が瀬戸際だと私は考えておりますので、活性化に向けてさらに力を注いでほしいと願いながら、次の質問に移ります。

国道300号の中ノ倉から本栖湖方面にかけての整備については、昨年11月定例会の本議会において県の御所見をお伺いしたところであります。

平成24年度にはいよいよ本格的に事業展開していくことを踏まえ、今後、事業をスムーズに、スピーディーに進めていくためには、事業着手段階での住民の合意形が非常に重要な問題だと考えております。事業の効果がいかに絶大であろうが、予算を幾ら多く注ぎ込もうが、地元の協力なくして公共事業は立ち行かないのは明白であります。

そこで、県として、この事業を進めていくための住民の合意形成にどのように取り組んでいくのか伺います。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。平成22年度から概略設計の終了時、調査、測量のための土地への立ち入りの前、また、概略計画をより具体化した予備設計の終了時の計3回、説明会を実施し、地元住民の意見を計画に反映し、合意形成を図ってきたところであります。

今後も、事業が円滑に進むように、用地測量や用地買収、工事着手時など、段階的に地域の皆様に丁寧に説明し、合意形成に努めていきたいと考えております。以上です。

望月（利）委員 この300号の開通について本会議で久保田議員の関連質問の御答弁の中で、平成29年度の中部横断自動車道の開通にあわせた供用開始を目標だという答弁をいただいたところであります。地元でも大いに期待を寄せているところでありますが、今後の整備の進め方について、今年の答弁よりさらに具体的な部分を教えていただければありがたいと思います。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。全体計画区間が5キロメートルと長いことから、現道と接続する位置で3つの区間に分割し、早期に整備効果を発揮できるよう、先

行して整備する区間を設定して事業を進めることとしています。

具体的には、まず、古関側の連続する4つのヘアピンカーブの解消に向けまして、約2キロメートル区間の整備を先行することとしています。

明年度は約1億円の予算を計上しており、本格的な事業展開に向け、道路の詳細設計や用地測量を実施し、早期の用地取得に努め、一部の工事に着手する予定でございます。以上です。

望月（利）委員 富士北麓地域と下部温泉、身延山、3,000メートル級の南アルプスの山々を結ぶ300号は中部横断自動車道の整備効果と相まって、山梨の代表的な観光ルートになると確信しております。

知事が推奨しております「日本のスイスを目指す」という、山岳観光振興のためにも、この道路の整備は重要な役割を担っているものであります。国道300号沿線には山岳観光道路には欠くことのできない四季折々の美しい自然と触れ合うポイントがたくさんあります。その美しさの余り、甲州いろは坂と呼ぶ人もいるようです。

ところが、新たな道路ルートは現在の道路から離れた位置を通ります。また、トンネルもあり、景色を楽しめる道路となるのかということも心配です。現道の活用も含めて、観光道路にふさわしい整備をどのように進めていかれるのか御所見を伺います。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。この道路は平成21年3月に策定された中部横断道沿線地域活性化構想において、富士北麓地域と峡南地域、さらには南アルプスの観光拠点をつなぐ周遊ルートに位置づけられ、地域振興や観光振興を図る上でこの道路の重要性が示されたところであります。

また、この道路は恵まれた自然の中を走るルートであることから、観光資源として利活用することも重要だと考えています。

こうしたことから、現道の活用策も含め、通過するだけでなく、山岳道路ならではの景色や眺望を楽しむことのできるビューポイントを設けるなど、観光資源としての利活用方法を検討したいと考えております。以上です。

（災害対策について）

望月（利）委員 地元の夢の道路でありますから、ぜひ力を入れてやっていただければありがたいと思います

次に移ります。災害対策の充実についてです。これも昨年11月議会の一般質問でお尋ねした、台風等による公共土木施設の被害状況等についてですが、その時点では国による災害査定中という御答弁でした。改めて県下における昨年の公共土木施設の被害の状況はどうだったのか伺います。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。平成23年は、5月の豪雨や台風12号及び15号等の影響で、公共土木施設に多くの被害が発生したことから、7月中旬から12月中旬にかけ、計4回の災害査定を受けたところであります。

その結果、県管理施設で159カ所、32億6,240万9,000円が被害額として決定されました。

また、市町村管理施設は、7市5町1村において52カ所で7億2,542万2,000円が決定されました。以上であります。

望月（利）委員 土木施設は社会経済活動を支える最も基本的な社会基盤であります。このため、被害を受けた施設の早期の復旧は重要な課題です。

そこで、復旧工事の着手状況、現在の状況を伺います。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。県管理施設の159カ所のうち、平成23年度は既に111カ所で工事に着手しており、さらに年度末までに19カ所を発注し、約8割に当たる130カ所の工事を進めております。なお、このうち5カ所については既に完成しております。

また、市町村施設では52カ所のうち、42カ所で工事に着手しており、さらに年度末までに2カ所を発注し、県と同様、約8割に当たる44カ所の工事を進めることとしております。なお、このうち9カ所については既に完成しております。以上であります。

望月（利）委員 復旧についても多額の予算が必要になってくると思いますが、当初予算概要の8ページの一番左の欄、予算額（A）の欄の下から3行目、災害復旧事業費のうち県土整備関係24億8,000万円余の内訳を教えてください。

酒谷県土整備部長 平成24年度の災害復旧費の24億8,597万7,000円は、平成23年の災害復旧事業費として4億8,597万7,000円、平成24年災害復旧に備えた予備的予算として20億円を計上いたしております。以上です。

望月（利）委員 平成24年度の災害復旧事業費の中にも、平成23年度の災害復旧費が含まれているということを確認いたしました。

そこで、これらの執行と復旧工事の完了の見通しについて御所見をお伺いします。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。災害復旧事業の国からの予算配分は3カ年にわたるのが通例となっておりますけれども、本災害においては早期に復旧が図れるように国に対して予算を積極的に要望しており、残る29カ所についても平成24年度の完成を目指しております。以上です。

望月（利）委員 災害復旧は極めて重要な事業であります。1日も早い復旧に全力で取り組んでいただきたいと思っております。

次に、予算概要の92ページにあります復旧治山費・予防治山費についてお伺いいたします。御承知のとおり、本県は県土面積の78%が森林を占めるということですので森林県であります。しかしながら、地形が急峻で地質が脆弱、山間部には多くの高齢者が住んでいるということですね。災害時の孤立化が予想され、山地災害の影響ははかり知れないものと思っております。

昨年の6月議会で橋梁耐震化、11月議会では台風災害復旧についての質問に関連してですが、山地災害の対応について何点かお伺いしたいと思っております。最近ではゲリラ豪雨の多発化や大型台風の来襲などにより、山地災害の発生度合いや災害規模も拡大しているように思われます。そこで、明年度の治山事業についての予算内容をお伺いいたします。

深沢林務長 お答えいたします。明年度の復旧治山事業の予算内容についてでございますが、台風などによって引き起こされました山腹崩壊、土砂が流出した溪流など、荒廃した山地を復旧整備するために、県内42地区におきまして治山ダムを62基、山腹工事11カ所の工事を進めてまいります。

特に、昨年の台風によって、大月市葛野地内で発生しました大規模崩壊など、4カ所につきましては、緊急的に治山工事を実施する必要があったために、既

に治山ダムの整備に着手してありまして、明年度も引き続きこの事業により復旧を進めていくこととしております。以上でございます。

望月（利）委員 限られた予算内で適時適切な事業が実施されていることは理解いたしました。しかしながら、一方で、日ごろから災害を未然に防ぐということ、予防的な施策が重要かと考えております。来年度、予防治山事業はどの程度実施するのか伺います。

深沢林務長 予防治山事業の予算内容についてでございますけれども、荒廃しつつある溪流や山腹からの落石危険箇所におきまして、保全対象の重要度や緊急度などを勘案いたしまして、県内13地区におきまして治山ダムを6基、落石防止ネットの設置など山腹工事を進めるところが9カ所でございますが、この工事を進めていくこととしております。以上でございます。

望月（利）委員 それでは、次に移りますが、身延線被災箇所の復旧計画についてということで、これも昨年の11月議会本会議で質問させていただいた内容ですが、JR身延線の早期復旧ということで、おかげさまをもちまして先週、17日に全線開通となりました。ありがとうございます。これも県やJR東海の皆様、関係各位の御尽力のたまものと感謝する次第であります。

また、県では再発防止のため、被災箇所直上部の緊急治山工事に着手されたと伺っております。今回のような大規模な土砂災害を繰り返さないためには、現在着工されている被災箇所の直上部の治山工事に加えて、土砂が流出した流域全体の対策工事も必要と考えます。

明年度の工事の事業規模と予算状況について教えてください。

深沢林務長 お答えいたします。昨年9月の台風によりまして被災しました身延線の復旧は、多くの皆様が待ち望んでいたものでありますけれども、県といたしましても被災箇所におきましての再崩落を防ぐために、線路の上流部に平成26年度までに6基の治山ダムを計画しております。緊急性の高い箇所から整備することとしてありまして、既に本年度は線路直上部の治山ダムに着手をしております。

明年度は、上流部の堆積土砂の流出と溪岸の浸食の防止を図るために、事業費は5,350万円、治山ダムを2基整備する予定でございます。以上でございます。

望月（利）委員 最後になりますが、峡南地域の明年度の復旧治山と予防治山事業はどの程度実施するのか、また、その内容を伺います。

深沢林務長 峡南地域の明年度の復旧治山事業と予防治山事業についてでございますけれども、復旧治山事業につきましては、昨年9月の台風12号、15号による早川町の小縄地区など、被災箇所を中心にしまして10地区で治山ダムを16基、山腹土4カ所の工事を進めていく予定としております。

予防治山事業につきましては、身延町の堂平地区ほか2地区で治山ダムを2基、山腹工事1カ所の工事を予定しております。以上でございます。

望月（利）委員 まさに命を守る施策ということで、非常に期待をしておるところであります。本当にまだまだ峡南地域も含めて、公共事業、必要なところは投入していただきたいと考えております。

フォーラム未来のバトンを私が3番目でいただきました。最終の4番バッテリーにバトンを渡して、つないで、私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

（ジュエリーミュージアム整備事業費について）

土橋委員

フォーラム未来のラストバッテリーだというつもりだったのですが、4番バッテリーということですので、改めてしっかりやっていきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

初めに、予算概要29ページです。ジュエリーミュージアムの整備についてお伺いいたします。本県はジュエリーの国内生産の3分の1を占める一大産地にもかかわらず、ジュエリー産業の歴史、伝統、技術、名工の逸品から最新の商品までを総合的に展示、紹介する施設がないため、認知度が低く、一般には余り知られていないという状況にあります。甲府駅前には「ジュエリーのまち・甲府」という大きなモニュメントがありながら、ジュエリーのまちなしさを感ぜさせるものが見当たらないという声も多く耳にします。

このたび、業界の強い要望もあり、本県のジュエリー産業に関する情報を一体的に発信するジュエリーミュージアムを整備することとすることで、日本一のジュエリー産地・山梨の認知度が高まり、ジュエリー産業全体の活性化につながるものと大いに期待しております。

そこでまず、ジュエリーミュージアムの整備スケジュールについて、これまでどのように準備を行い、今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

新津産業労働部長 お答え申し上げます。これまでの経過でございますけれども、宝飾業界からの要望を受けまして、日本一の宝飾産地である山梨のジュエリーを広く県内外に情報発信するため、防災新館1階に整備することといたしまして、平成22年度からミュージアムの概要や展示の構成を具体化するための基本設計並びに実施設計を行ってまいりました。水晶宝飾連合会の意見も伺いながら、本年度、設計を完了したところでございます。

今後は、明年度から平成25年度にかけまして、ミュージアム内部の内装工事や展示ケースの作成などの展示工事、電気等の設備工事を実施するとともに、これらの工事と並行して展示計画や運営計画を策定いたしまして、平成25年度秋の防災新館の供用開始にあわせてオープンをするという予定でございます。以上でございます。

土橋委員

整備事業は平成25年まで継続して実施すると聞いていますが、全体の費用及びその内容はどうなっているのかお伺いいたします。

新津産業労働部長 お答えします。平成25年秋に防災新館全体の供用開始とあわせてオープンする予定でございますので、内装や展示工事などは、平成24年、平成25年の2カ年の継続事業としてございます。工事費総額は約2億7,000万円を継続費として設定をお願いしてございます。

年度別に申し上げますと、平成24年度が全体の3割に当たる約8,000万円、平成25年度が残りの7割で約1億9,000万円という年割でございます。

また、事業の主な内容ですが、宝飾品の展示用のさまざまなケースとか什器などを製作、設置する展示工事、それから水晶産地から始まり日本一の宝飾産業へと発展した歴史、それから製品のすばらしさ、職人のわざなどを紹介する映像、それから音響ソフトといったものの製作、機器整備、その他、内装や電

気、工房関係の設備工事などがございます。以上です。

土橋委員 先ほど、平成23年度まで展示基本・実施計画を行ったとのことですが、施設の概要はどうなっているのか、また、展示の内容はどのようなものを予定しているのか、お伺いいたします。

新津産業労働部長 施設の面積はおおむね500平米でございます。中に6つの展示ゾーンを設置する予定であります。展示につきましては、山梨のジュエリーが持つ魅力、技術、可能性を過去・現在・未来の視点からわかりやすい情報の流れで構成をすることを考えております。

具体的には、水晶の産地山梨が日本一の宝飾産地となった歴史を伝えるゾーン、それからK o o - f uコレクションを中心とした最新の山梨ジュエリー製品を展示いたしまして、技術と質の高さをアピールするゾーン、それから映像や現代の名工、ジュエリーマスターなどの作品を中心とした展示物によりまして、宝飾産業の技術力を伝えるゾーンなどで構成をしております。

その他、技術や技能を直接見学、体験できる実演工房や体験工房の設置、ジュエリーや宝石に関する幅広いテーマでの企画展示も実施していく予定でございます。以上でございます。

土橋委員 ジュエリーミュージアムは宝飾産業のP Rや情報発信だけでなく、中心市街地の活性化の面からもにぎわいの創出につながる重要な施設だと考えております。多くの来館者を集められる魅力ある施設にするためには、展示品はもとより、運営面でさまざまな工夫が必要になると考えますが、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

新津産業労働部長 運営面での工夫ということでございますけれども、展示品の収集や提供などにつきましては、水晶宝飾連合会の全面的な御協力のもとに、歴史的な名工の作品から、K o o - f uコレクションなどの最新の商品までを取りそろえまして、展示テーマに基づき入れかえを行っていくなど、山梨ジュエリーのすばらしさを発信する魅力ある施設となるよう計画をしております。

また、実演工房や体験工房での実演や講師につきましては、水晶宝飾連合会から職人を派遣していただき、来館者が触れて、体験できるミュージアムにしていく予定でございます。

さらに、この工房や企画展示室は、宝石美術専門学校の学生の課外活動とか卒業制作展会場にも利用するなど、多面的な活用を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

土橋委員 ただいま、ジュエリーミュージアムのすぐ近くに、全国唯一の公立学校である宝石美術専門学校がありますが、今、部長の答弁の中にもありました、学生たちを活用してということですが、私は常々その存在が見えにくいと感じているところであります。

先日、公表された甲府駅南口周辺地域修景計画の素案では、スクランブル交差点東側の紅梅北通りについて、現在一方通行であります。車道の両方通行やお城側に歩道を整備するなどのイメージが示されました。この整備にあわせ、標識や案内板も設置していただき、ミュージアムと学校が連携することで中心市街地の活性化にも大きな役割を果たすことを期待いたします。

(おもてなし推進事業費について)

土橋委員

次の質問に入ります。予算概要59ページのおもてなし推進事業費についてお伺いします。本年2月1日から7日まで、おもてなしやまなし観光振興条例制定後、初めてのおもてなし推進週間として、県民大会や街頭キャンペーンなどの活動が行われたところであります。県民のおもてなしの機運を醸成するためには、こういった取り組みも必要ですが、1週間の集中的なPRだけで山梨県のおもてなしが向上するとは到底思えません。おもてなしの推進については、一過性でなく、継続的に取り組んでいくことが重要であります。

そこでまず、明年度のおもてなし推進事業ではどのようなことを行い、県民のおもてなしの機運の醸成を図っていくのかお伺いします。

後藤観光部長

お答えいたします。おもてなし推進事業におきましては、まず、ホテル、旅館、タクシーなどの観光関連事業者、また、一般の企業、県民等におもてなしの実践を宣言していただきまして、また、その宣言したホテル、旅館、タクシー等にはステッカーやプレートを交付いたしまして、見やすいところに掲示していただくこととしております。

これらによりまして、県民の皆様日々おもてなしを意識していただくとともに、旅行者にも本県のおもてなし推進の取り組みをアピールしていきたいと考えております。

また、幅広くおもてなしの向上を図るために、観光関係団体や市町村等が実施します講演会や研修会などに、おもてなしの専門家であるアドバイザーを派遣していく予定であります。

さらに、旅行者を対象に、本県で体験した優れたおもてなしの実践事例というものを募集いたしまして、優良事例集として作成、配布するということや、また、おもてなしの推進に顕著な功績のあった県民や事業者の表彰を行うなど、県民総参加によるおもてなしに取り組む社会的機運の情勢を図っていきたくと考えております。以上です。

土橋委員

おもてなしを推進するに当たって県民に対して条例の趣旨の浸透やおもてなしの重要性についての理解を図っていくことが必要であります。そのためには予算のついた事業を実施するだけでなく、さまざまな機会や手段を通じておもてなしの推進を呼びかけていくことが大切であります。それがまた予算化された事業がより効果を発揮することとなるのではないのでしょうか。

こういった取り組みをどう考えているのかお伺いします。

後藤観光部長

県民等へのおもてなしの浸透につきましては、新たなホームページの開設や、テレビ広報番組で年間を通じておもてなしの実践者の紹介を行うとともに、ヴァンフォーレ甲府の試合前に大型映像装置でのおもてなしCMの放映を行うなど、さまざまな媒体を活用しておもてなしの周知を図っていく考えであります。

また、市町村等が実施しますイベントや県民の日などの県民が多く集まる機会や、また、平成25年1月から始まります国民文化祭の広報PRの機会などをとらえまして、県民から公募したおもてなし推進の標語などを活用しながら呼びかけを行っていきたくと考えております。

さらに、おもてなしを推進していくためには、小さなころから郷土への関心を深め、誇りと愛着を感じてもらうことが重要でありますことから、教育委員会と連携いたしまして、教育対象の研修会などの機会を通じて、教育現場の理解を深め、郷土学習がより活発に行えるよう促していく所存であります。以上です。

土橋委員

県が推進しようとしている山梨ならではのおもてなしは、温かな心配りによる接待だけではなく、景観の整備や地域の特産物を提供していくことなどでもてなすとしておりますが、まさにそのとおりであります。おもてなしは幅の広い取り組みだと思っております。

観光地に行くまでの渋滞のない道路を整備するのもおもてなしです。観光バスの通行に危険な箇所を整備するのもおもてなしです。こういった幅広いおもてなしを実現するためには、観光部だけではなく、全庁を挙げておもてなしを推進していこうという心構えや体制がなければなりません。

どのようにして全庁挙げておもてなしを推進していくのかお伺いいたします。

横内知事

おもてなしの推進は委員の御指摘がありましたように、単に観光部だけの施策ではなくて、全庁的な、いろいろな部局の施策が必要でございます。例えば、郷土教育を推進するとか、電線類の地中化を図るとか、あるいは廃屋や看板類の除去をするとか、道路や公園の整備、あるいは新たな特産品の開発といった、いろいろな部局の施策がかかわりを持ってくるわけでございまして、そうした施策を総合的におもてなし施策として推進していくことが必要だと思っております。

そこで、施策の推進に当たりましては、私を本部長とする全部局長で構成する富士の国やまなし観光推進本部をつくりまして、現在策定中の観光推進計画に基づいておもてなしを総合的に進めていきたいと考えております。

土橋委員

おもてなしを推進することは、本県を訪れた観光客等に「来てよかった」「また来たい」と思ってもらえるようにすることであり、そのためには旅館等の接客はもとより、いろいろな機会においてさまざまな形で歓迎の心をあらわすことが大事であると思っております。

例えば、一度に大勢の人が来県する全国規模の大会において、山梨らしい品物を贈呈するというのもおもてなしであり、これによって家族、友人を誘って再び訪れるリピーターの確保にもつながっていくと思っておりますが、どう考えているのかお伺いいたします。

後藤観光部長

お答えいたします。本県を訪れる方々へのおもてなしにつきましては、観光事業者や関係団体、また、県民等が、それぞれの立場や状況に応じまして自主的に実践していただくことが重要だと考えております。

今、委員の御質問の、大規模な大会の参加者へのおもてなしにつきましては、例えば観光事業者や観光関係団体等による各種ノベルティーの配布、また、クーポン券の発行などの取り組みが行われていることがあります。こういうことから、県としましては、このような事例を紹介、あるいは関係団体に働きかけまして、また、県内の観光パンフレット等の資料を提供するなどといった支援を行っていきたくと考えております。

土橋委員

観光立県山梨は、ほかのどの県にも負けることのない富士山や八ヶ岳、南アルプス、また、昇仙峡や温泉、フルーツ、山梨の宝であった美術館は今や日本の宝です。これに全庁挙げてのおもてなしを推進していくことにより、「一度行ってみたい県、山梨」「もう一度来たい県、山梨」になればと思っております。観光部だけでなく、全部署の連携をと思っていることをぜひよろしくお願いいたします。

2月1日から1週間であったおもてなし推進週間は、これから1週間と言わず、ずっと山梨がやっていかなければならないことだと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（消防防災航空基地機能強化事業費について）

次に、消防防災航空基地の整備について伺います。未曾有の被害をもたらした東日本大震災から1年が経過しました。津波などにより犠牲となられた多くの方々に対し、被災地を初め、国内外で鎮魂の祈りが捧げられています。

さて、山岳県である本県にあっては、切迫性が指摘される東海地震などの大規模地震に見舞われた場合には、土砂崩落などにより道路網が寸断され、多くの孤立集落の発生が想定されることから、ヘリコプターによる救出や救助、物資輸送などの活動は非常に有効であり、県外からの応援ヘリコプターによる活動も視野に、消防防災航空基地の機能強化を行うことは理解できるものであります。

しかしながら、整備に係る費用は37億円を超えるとも伺っており、本県の財政規模から考えると、予算配分が少々、防災関係に偏り過ぎているのではと感じております。

そこで、予算概要91ページの消防防災航空基地機能強化事業費について幾つか伺います。学校法人日本航空学園敷地に整備することですが、学園敷地は釜無川のいわば河川敷であり、一番危ないところという印象があります。整備したのはいいが、台風などによる鉄砲水で使用できないということはないのか、御所見をお伺いいたします。

田中総務部長

お答え申し上げます。甲斐市に所在しているわけですが、甲斐市におきましてはおおむね100年に1回程度起こる洪水を想定した洪水ハザードマップを公表しております。これによりますと、2日間の総雨量315ミリの大雨がありまして、かつ、釜無川・塩川合流地点が破堤した場合、日本航空学園敷地、全体で見ますと、この全体の中で一番深いところでは5メートルの浸水があるという予想になっております。

このうち、現在、消防防災航空基地の整備予定地としている敷地内で見ますと、ここでは最大で2メートルの浸水予想でございますので、2メートル以上の盛土をすることによりまして、万が一、洪水が起こった場合であっても確実にその機能が維持できるように整備するものでございます。以上でございます。

土橋委員

何か今の答弁で余計ちょっと不安になったということなんですけど、山梨でもし災害があったとしたら、間違いなく津波や原発事故でなく、大地震や台風で大雨による鉄砲水によるものだと思います。それが来るときに2メートル上げておいたからいいかという、その周りはどうなっているのかなということも考えざるを得なくなります。

また、東日本大震災においても、千葉、茨城などの埋め立て地などで液状化による大きな被害が発生しましたが、釜無川に近接している場所で液状化は大丈夫なのか心配です。その辺の御所見を伺います。

田中総務部長

お答え申し上げます。これまで日本航空学園敷地内の3カ所でボーリングによる地質調査を実施しておりまして、これに基づいて学識経験者に評価を依頼しているところでございますが、この結果、地下9メートル以下の層は固い地盤であると。地下9メートルまでの層であっても、液状化の要因の一つとされております砂の混入率が50%未満と低いことがわかっておりまして、大きな

沈下や噴砂には至らず、大きな液状化の恐れはないとの見解をいただいております。

また、本年度基礎調査を委託しました、空港設計の専門コンサルタントにも評価を依頼いたしました。この結果、地質調査の結果からいたしますと、ヘリポートの整備に当たりまして液状化対策を講じる必要はないという見解をいただいております。

こういう見解を踏まえまして、県といたしましては日本航空学園敷地につきまして液状化対策を講じる必要はないと判断したものでございます。以上でございます。

土橋委員

少しさっきの答弁と違って安心したわけなんですけど、例えば、そのヘリポートの利用ということになりますと、救援物資を送ったり、食料だとかいろいろのものを運ぶということになっていきますけど、先ほどの話に戻ると、水が5メートルとか2メートルまで大丈夫で、そこだけは埋め土をしておくということだけれども、そこへ救援物資を運ぶためには船で行くのかということも想定されるわけですね。そのヘリポートだけが高いところに埋め土してあるとしたら、行くまでの道路もしっかり救援物資をそこまで運ばなければならないということも考えなければならないと思います。

以上のことを予測しながら、なぜここにしたのか、整備地の選定の経過と学園敷地にした理由を伺います。

田中総務部長

お答え申し上げます。選定の経過についてでございますが、平成22年度に開催いたしました消防防災航空基地検討懇話会におきまして、どういう施設を確保すべきなのかということをお初めといたしまして、適地を選定するに当たって勘案すべき条件、それから適地のエリアの選定や具体的にどこがいいのかという適地について4回にわたって熱心にご議論いただいたわけでございます。

この結果といたしまして、候補地は幾つか考えるわけでございますが、一つには、この航空基地は整備から運行に至るまで地域の方々、住民の方々の理解と協力が不可欠であるということが一つ。それから、もう一つには、切迫性が指摘されます東海地震などの大規模災害が想定される本県においては、一刻も早く消防防災航空基地を整備する必要があるということから、地域の住民の方々の理解と協力のもとで、平成7年度から既に消防防災ヘリコプターを運用してきております日本航空学園の敷地を活用することが適当であるとの提言をいただいたために、本年度、基礎調査を実施したものでございます。

この基礎調査の成果を踏まえまして、日本航空学園との協議を重ねてきた結果、協力をいただけるということになりましたので、日本航空学園に整備することと決定したものでございます。

それから、先ほど、ボートで運ぶのかという話がございましたが、私、最大浸水5メートルと申し上げましたが、それは今の敷地の中で、今の航空学園のいろいろな建物があります一番南側のところが5メートルでございます。その道路との取りつけの部分については特に2メートルの盛土をすれば問題なく、ボートがなくても物資を運ぶことができるということで、付言させていただきます。

土橋委員

今回の本会議の中でも跡地利用についての質問がありましたが、南アルプス市の元運転免許センターや甲斐市菖蒲沢の元総合農業技術センターなど、かなり広い未利用財産を活用すれば経費が抑えられたのではないかと考えますが、所見をお伺いします。

田中総務部長

お答え申し上げます。未利用財産の活用によって経費を浮かせることができたのではないかというお尋ねでございますが、懇話会におきましては平成20年6月にありました岩手・宮城内陸地震の例を踏まえまして、どのようなスペックのものが必要かという、活動機10機の緊急離発着スペースなどに必要な5ヘクタール程度の敷地を確保すべきという提言を行っているわけでございます。

また、この懇話会では、東海地震の想定震度などから、ロケーションについては甲府盆地の北西部と、それから東部の2つのエリアを適地エリアに選定をしたところでございまして、具体的な適地については、県の未利用地を含めて検討いたしております。

その際に、元運転免許センター用地が2ヘクタール、また、元総合農業技術センター用地が13ヘクタールあるわけでございますが、これらにつきましては、いずれも甲府盆地の北西部の適地エリアの中にあるわけでございます。しかしながら、元運転免許センター用地につきましては、5ヘクタール程度の敷地を確保することができない、また、元総合農業技術センター用地につきましては傾斜地でございまして、整備を行うために膨大な費用を要するということから不相当と判断したものでございます。以上でございます。

土橋委員

先ほどの総務部長の答弁の中にもありました。何はともあれ近隣の地域の人の御理解をいただくことが一番大事という話ですけど、あしたあるのか、50年後なのか、100年後にあるのかわからない災害のための対策です。県外からの応援へりも、今、総務部長のお答えにありました10機程度ということ、また、応援に来てもらう日数も大体5日から1週間ぐらいという、基本的にはそのぐらいの使用期間になるということですので、今、現状の中で財政的に非常に厳しい中で、37億円余の経費をかけて一極集中で基地を整備するよりは、未利用地などを活用して、今、5ヘクタールがちょっと無理だという話だったんですけど、例えば分散配置したほうが予算がかからないのではないかと考えますが、所見をお伺いします。

田中総務部長

お答え申し上げます。消防防災航空基地を整備する場合には、面積だけではなく、例えば、管制とか給油施設が必要になってくるわけであり、分散して整備をする場合には、それぞれの場所に航空管制設備や給油施設を整備する必要が生じてまいります。

また、災害時に分散して整備する場合には、それぞれの場所に航空隊員を初めとする航空管制や燃料給油を行う者を配置しなければならなくなるわけでもございまして、消防防災航空基地の運営により多くの人員を必要とするとともに、こうした人員を平常時から確保しなければならなくなってしまうということになります。

こうしたことから、県未利用地を活用することによって、用地関係費は少なく済むということは御指摘のとおりでございますが、その一方で、分散配置によりまして施設整備や体制の確保のための経費が増加するということがございますので、1カ所に整備するとことというふうにしたものでございます。以上でございます。

土橋委員

わかりました。防災基地としては、当然、備蓄タンクとかいろいろ用意しなければならないと思いますけれども、私、近隣地域の住民たちの御理解をいただくという話の中で、例えば、先ほども言ったように、あしたあるか、10年

後あるか、50年後あるか、100年後あるかわからない、そうした中で、例えば芝生を植えておいて、住民の人たちに、今回の本会議の質問の中でもグラウンド・ゴルフ場が今はやっているけど、余りにも少ないじゃないかとか、そういう質問もありました。そういう話の中で、そういうところをふだんから、住民の人たちに開放をして、利用してもらう。その間もずっとそうやって開放して使ってもらえるということも、すごく住民の理解を得たり、大事なことかなと思います。

それについては私の考えですので、このぐらいにしておきますが、明年度、基本設計等に着手していくとしていますが、例えば射撃場のように、設計費が無駄になることはないのか、その辺のところをお聞かせください。

田中総務部長

お答え申し上げます。ただいま委員からさまざまな御懸念をいただきまして、それについては一つ一つ真摯に対応してまいりたいと考えておりますが、この消防防災航空基地の機能強化に当たりましては、先ほどから申し上げております懇話会におきまして、早期整備を優先する立場に立つのであれば、日本航空学園敷地が適当との提言をいただいたわけですが、その検討に至るまでの間で、航空機の専門家、あるいは土木、防災の学識経験者や防災関係者から御検討いただいております、こういうメンバーが入った懇話会であったものですから、こういうメンバーで御検討いただいて、航空法に定めます設置要件等を踏まえて、東海地震の被害想定、あるいは市街地とのアクセス、それから土地の利用状況なども勘案して、その中で安定的な運営のためには極めて重要な地域住民の理解や協力、それから安全空域の確保なども考慮した上でこのような結論をいただいているわけでございます。

県といたしましては、この提言を踏まえまして本年度、基礎調査を実施しまして、安全空域の確保の可否や具体的な浸水対策の検討、液状化の評価なども行った上で航空基地の整備に関する方針を取りまとめたわけでございます。

今後は、日本航空学園や地域住民とともに十分調整を図りながら、この方針に沿って着実に整備を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

土橋委員

先ほども言いましたが、射撃場のときには明野で1億円の設計費を盛って、かかり過ぎるからということで甲州市のほうへ行って、そして7,000万円で設計し、やはり途中から金がかかり過ぎるということで、それも計画倒れになっております。無駄な金がかかってもったいなかったなというのは、すごくそのときに感じたわけですけど、今回の計画も本当にこれでいいのか、慎重な検討をお願いして、ちょっと張り切り過ぎて早く終わっちゃいますけど、これで質問にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

（中央線の高速化・利便性向上について）

白井委員

それでは、予算特別委員会における質問を始めさせていただきます。

まず、予算概要66ページだったでしょうかね、中央線の高速化、あるいは利便性の向上についてお尋ねします。中央線の高速化を具体的に進めていくには、JR東日本等への要望活動だけではなく、より踏み込んだ積極的な働きかけを行っていくことが必要だと考えます。しかし、その重要性にかんがみて、来年の予算を見ますと、20万円という極めて少額の計上ではありますが、何のための予算なのか、まずお尋ねします。

小池リニア交通局長 ただいまの御質問にお答えいたします。来年度予算に計上しております20万円でございますけれども、これは中央東線高速化促進広域期成同盟会におきまして、長野県から東京都にかけての沿線市町村や経済団体等とともに行います住民への啓発活動、あるいは国やJR東日本に対する要望活動などに要する総事業費約100万円のうちの本県の負担金の額であります。

なお、中央線の高速化や利便性向上につきましては、中央線高速化等利便性向上検討委員会におきまして、JR東日本八王子支社や甲府市などと定期的に課題解決に向けた事務レベルでの検討を行うほか、個別具体的な協議等を適宜行っているところであります。

こうした協議の結果を踏まえまして、今後は高速化等利便性の向上に向けて必要な調査等が生じた場合には、その都度、積極的に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

臼井委員

知事御自身も常々、中央線の高速化、あるいは本県の人口流出を何とか食い止めなければいかんということで、リニアもさることながら、この中央線の高速化というのは本県にとって大変な課題ではないかなと思います。

そういう意味で、当初予算でありますから、当然、その活動の範囲、あるいは活動の内容等々によって、当初掲げるべき大切な予算だと思っておりますけれども、かつてもある知事の時代、30万円という予算で、私は厳しくそれを問うたことがありますけれども。そうすると、今の局長の答弁によりますと、いわば活動や運動の状況においては、その都度予算計上なり予備費か何かわかりませんが、そういうものを流用していくと、そういう決意であるということと理解してよろしいんですか。

小池リニア交通局長 そのとおりであります。私どもJR東日本の八王子支社と適宜いろいろなことで協議しております。現在も調査をやっているわけでございますけれども、そうした結果を見ながら、必要な折には適宜積極的に対応してまいりたいと考えております。以上です。

臼井委員

次に、中央線の利用者等を対象とした調査を行った上で、特急定期券の導入について、JR東日本に協議を求めるとしていたが、その内容はその後どうなっているかお尋ねします。

小池リニア交通局長 ただいまの御質問にお答えいたします。その件につきましては、昨年12月に政策課題調査費630万円を使用いたしまして、「特急定期券の導入等JR中央線の利便性の向上に関する調査」を委託し、実施中でございます。

この調査では、中央線の利用者や都内在住の本県出身大学生、さらには県内高校生などを対象にアンケートを行うなどして、東京圏への通勤通学の実態や、特急定期券導入等に対する意向などを調査したところであります。

現在、そのアンケート結果の分析を含めて取りまとめを行っているところであります。以上でございます。

臼井委員

現在、調査結果を取りまとめ中とのことですが、現時点でおおむねどのような結果になっていて、その調査結果を今後どのように活用されていくのか尋ねます。

小池リニア交通局長 調査結果の概要と今後の取り組みについての御質問でございますけれども

も、今回、3,023人を対象にアンケートを実施したところ、中央線利用者304名、都内の大学等に通う本県出身の学生433名、県内高校生617名から回答をいただきました。

回答からは、都内に居住する県出身大学生の約4割が自宅からの通学を希望しているなど、潜在ニーズが一定程度ございますことから、現在、特急定期券の需要見込みなどにつきまして分析を行っております。

中央線の高速化を初め、この特急定期券の導入につきましては、今後解決すべき課題も多くありますことから、この調査結果を踏まえまして、まずはJR東日本八王子支社も参加いたします利便性向上検討委員会におきまして実現可能な方策等を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

白井委員

高速化とか定期券導入というのは、いろいろまた運動の方法もあろうかと思えますけれども、JR東海は4月1日より富田さんという副社長が今度、社長になられるということですが、知事も面識のおありの方でありますけれども、ぜひ、この方は私もお目にかかったことがありますけれども、ある意味、人の話をしっかり傾聴する、そんな人柄の方のように思えますけれども、ぜひ、知事におかれましては富田社長とざっくばらんにひとつ話し合っていて、定期券の導入を初め、その他多くの課題が山積しておりますけれども、この問題についてはぜひ御努力いただきたいと強く要望しておきます。

横内知事

中央線の高速化の問題、そして特急定期券の導入の問題、いずれも我々としてはぜひやりたいと思って努力をしてきた課題でありますけれども、率直に申し上げて高速化については長野県と一緒に期成同盟会をつくって毎年運動をし、特急定期券につきましても、基礎的な調査資料がないとなかなか説得しにくいということで、そんな調査もやりながらJR東海に話をしているわけがあります。なかなか両方とも現状において同社は乗ってこないという状況でありまして、残念なことだと思っております。

御案内のように、前の清野さんという社長も私、よく知っておりますし、今度の富田さんもお目にかかったことがあります。委員おっしゃるように、時としてざっくばらんにお会いをして、こうしたことについて御意見も聞きながら、何とか打開策を見出すということもやってまいりたいと思っております。

白井委員

知事の答弁を今、伺いましたけれども、やはり懸命な努力をすれば、私はものはかなうものだと、自分自身の体験からもそんな感じがいたしますので、ぜひひとつ頑張って、精力的に、くれぐれもいろいろな課題の実現がかなうようをお願いしたいと思います。

（燃料電池関連産業の集積及び育成について）

それでは、次に、予算概要21ページでしょうか、燃料電池関連産業の集積及び育成についてでありますけれども、県では山梨大学を中心に進めている燃料電池の研究開発を活用して、関連産業を集積、育成する燃料電池バレーを指すとしておるわけですが、どのような道筋を描き、また、この燃料電池バレーをいかに実現していくのか、決意のほどを伺います。

横内知事

燃料電池バレーの形成を主要な課題として掲げているところでございまして、具体的に今やっておりますことを幾つか申し上げますと、大手の燃料電池関連メーカーと一緒に、山梨燃料電池実用化推進会議をつくって、定期的な合をしているわけがあります。そういったところに加盟をいただいている

燃料電池関連のメーカーの開発担当者に来てもらって、燃料電池塾という技術相談会の開催を既に6回やっているわけでごさいます、そこで大手の燃料電池をつくっているメーカーが山梨県の中小企業にどういう技術なり製品を希望しているのか、その辺のマッチングをやっているということを1つやっております。

それから、同時に山梨大学のナノ材料研究センターの中に共同研究スペースがございますけれども、そこには今、3社の企業が入っておりますが、そのうち1社は大変に意欲的な県内企業でございます。盛んに燃料電池に関する研究を山梨大学と一緒に、県内の中小企業でございますけれども、やっているということでもあります。

さらに、これは新年度からでありますけれども、研究開発費の3分の2を、最大2,000万円まででありますけれども、助成をいたしまして、中小企業による燃料電池関連の事業化を促進していきたい、また、関連産業の育成を進めていきたいと考えております。

なかなかまだ燃料電池につきましては、燃料電池自動車本格化をしてまいりますとかかなり大きな市場となってくるわけでありまして、現時点はエネファームという家庭用の燃料電池の段階でございます。市場としてそれほど大きくないということがありまして、なかなか燃料電池関連産業が本県において大きく根づいて発展をしていくという段階にはならないわけでごさいますけれども、これも息長く力を入れていきたいと思っております。

白井委員

知事も今、言及されましたように、燃料電池の自動車は数年のうちに量産化されると、こういったことを仄聞しておりますが、私はその研究所のすぐ上に住んでおり、また大変関心がありますから、たまにはお訪ねすることもあるんですが、山梨に何らかの拠点が現在いかがなのかと、自分なりに想像してみると、いまだ余りにも、例えばどういった会社が県内のどこの地域でという具体的な話はほとんど伝わってきておりませんので、どうしても気になるんです。

この燃料電池バレーに本県が集積地として位置づけられるのかどうかというのは、本当に気になって、あれだけの優良な土地を提供して、これもたしか無償提供だと思いますけれども、そういう中で本県が集積地としてすべてだとは、もちろん言いませんけれども、何らかの集積の点に本県も位置づけられていくような、そういったことを極めて期待をしておりますので、ぜひ、これまた大変なことかもしれませんが、本県の技術水準は決して低くないと、そういう立派な企業もあるというようにも伺っておりますので、くれぐれもひとつ頑張ってくださいなと思っております。

（商工業振興資金貸付金について）

次に予算概要の25ページの商工業振興資金の貸付金について尋ねます。リーマン・ショック以来、相当の融資実績があったとのことではありますが、今年度の融資動向と、それをどのように分析しているのか、まずお尋ねします。

新津産業労働部長 お答え申し上げます。商工業振興資金の本年度2月末現在の融資実績でございますけれども、総融資枠210億円に対しまして、1,812件、128億8,600万円余りの貸付となっており、資金需要は落ち着いていると判断をしております。

こうした資金需要の落ち着きの原因ですけれども、一つは、リーマン・ショックが起きた平成20年度から昨年までの3年間で、国の緊急保証を活用した不況業種対策融資などの利用が大幅にふえました。その結果、商工業振興資金

全体ではこの3年間で8,762件、約850億円の融資が実行されております。この辺で資金が一通り行き渡っているのではないかと考えたことが考えられます。

2点目といたしましては、平成21年12月から中小企業金融円滑化法が施行されました。これにより融資条件の変更基準が大幅に緩和されまして、返済の猶予や繰り延べを受けることができるようになっております。こうしたことによりまして、企業の資金繰りの安定が図られているのではないかと。こうした要因ではないかと分析をしております。以上でございます。

白井委員

こういった時期ですから、今、部長のお答えのように融資ニーズにはこたえているのかなとは思いますが、私が仄聞する範囲ですと、金融機関が独自の審査基準により厳しい審査を行うために、融資申し込みを断られる中小企業も少なくはないということをよく耳にするんです。

そこで、審査を金融機関に任せきりにせず、県が審査に一定の関与をするような仕組みをつくれぬのかなと。資金繰りに困窮している中でも事業継続に意欲ある中小企業が融資を受けられるように何とか、高度化資金のようにまるっきり県や国で審査をする、それは無理かと思いますが、何とか県が審査にそれなりに関与する、そんなことを実現してほしいなと思いますが、いかがですか。

新津産業労働部長 お答え申し上げます。商工業振興資金につきましては、金融機関との協調融資でございまして、審査に当たりましては、金融機関が監督機関であります金融庁の指導のもとに企業の経営状況を調査した上で融資の可否が判断されているというのが現状でございます。

これは、中小企業の財務内容とか返済能力などを判断いたします専門的な能力を持っております民間金融機関の与信審査、そのノウハウを活用するというために、こういう仕組みを持ってございまして、審査において県が関与することは現状、適当ではないというふうに考えております

しかし、より多くの中小企業のニーズにこたえられますように、商工団体の金融等の相談窓口が各所あるわけでございますけれども、それに加えまして、県の金融相談窓口におきましては融資制度の紹介を初め、金融機関との融資交渉のポイントなども含めてきめ細かなアドバイス、御指導を行わせていただいております。

また、これまでも県内金融機関のトップに対しましても財務状況だけではなくて技術力や将来性などを総合的に評価して審査を行っていただけるよう強く要請をしております。さらに、実務担当者からは、実際の制度についていろいろ意見を聞きまして、制度の改善に努めているところでございます。以上でございます。

白井委員

同じことを何度も言ってもいけません、金融機関が協調融資をしている関係で、金融機関も当然慎重になることは理解できるのですが、ぜひ、何とか十分研究をしながら、例えば県の嘱託の経営診断士の意見をつけるとか、方法は、私にはもちろんよくわかりませんが、ぜひしっかり考えてほしいということを強く要望しておきます。

(産業立地活性化事業について)

次に、予算概要23ページ、産業立地活性化事業について尋ねます。平成19年以来、いわゆる横内知事就任以来、本県の企業誘致はどのように推移し、

成果はいかがか尋ねます。

新津産業労働部長 お答え申し上げます。企業立地動向調査が発表されておりますけれども、本県の企業誘致件数でございますが、平成19年は20件、平成20年が21件、平成21年が15件、平成22年で10件となっております。平成23年度1月から6月までの上期が出ておりますけれども、これが11件です。ここ4年半の合計77件という実績でございます。

このうち主なものは、薬品製造の救心製薬が進出したり、リチウムイオン電池のJMエナジーがそれぞれ首都圏から、それから中京圏が岐阜プラスチックが新しい工場を建設をしておりますし、食品大手のわらべや日洋という会社は長野県の伊那から本県に製造拠点を集約したといったような事例が挙がっております。

また、これまでに創業を開始した、先ほどの77件のうち52社におきまして、約1,500人が新たに雇用されておまして、一定の成果が上がっているのではないかと考えております。以上でございます。

臼井委員

はい、わかりました。

次に、東北の震災被害地の、あるいは原発の風評被害を受けている各地域において、これ以上製造業を継続できない企業について、北海道のような支援の手を差し伸べるべきと私は思います。しかし、何か県当局はちゅうちょしており、被災地だけに余りアプローチをしたらいかがかのような、そんな感じが私はしてならないんですけれども、新聞にはよく被災地の企業がどこへ行った、ここへ行った、どこの県が受け入れた、そういう記事がよく出てまいります。山梨県のこれらに対する努力の経過をお話ししてください。

新津産業労働部長 お答え申し上げます。被災地にとりましては、その県から県外流出するということは復興の妨げになるのではないかとこのように考えられますので、本県では積極的に移転を呼びかけるということは現状しておりません。

ただ、事業継続が困難などの理由で、企業から移転の打診があった場合には、工業用地の情報提供とか本県の支援制度の説明などを行いまして、要望に応じて移転工事の案内もこれまで行ってきたところでございます。

その結果、相談を受けたのは4社でございますけれども、そのうち1社のパワー半導体大手メーカーの日立原町電子が、中央市のカシオ計算機の工場跡地に移転することに決まっております。現在、既に操業を始めております。

移転先である中央市と連携を密にいたしまして、市営住宅のあっせんとか小中学生の転校などに係る便宜というようなことを行いまして、これまでに従業員や家族約300人が既に転入をして、最終的には五、六百人になるというようなことございます。以上でございます。

臼井委員

今も部長の答弁では若干ちゅうちょしているというか、控えているような感じでありましてけれども、まさにあの三、四県、あまた企業あるいは製造業等々があるはずでありますから、余りちゅうちょすることなく、まだまだ時間はあるはずですから頑張っておきたいということを要望しておきます。

（甲府駅南口周辺地域景観整備事業について）

次に、予算概要67ページの甲府駅南口周辺地域修景整備事業について尋ねます。平成24年度は駅前広場の再整備に関する実施計画を策定するとのことですが、当該地域の公共施設の再整備等を通じ、地域の魅力を高め、活性化に

つなげていくことが重要だと考えますが、この点についてどのように計画に生かしていくのか尋ねます。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。明年度策定する駅前広場の実施計画におきましては、交通拠点としての機能を確保する中で、人に優しい歩行空間の充実、自転車利用環境の改善、さらには山梨らしさが感じられる広場づくりに努めていくこととしております。

また、この実施計画の策定に当たっては、地域の活性化に資するよう、イベント開催が可能なオープンスペースなどについても関係団体などの御意見を伺いながら、一体となって検討していくところであります。

今後はさらに平和通りや舞鶴城公園周辺を含む南口周辺一帯へと順次計画の具体化を進めるとともに、オープン県庁とも連携を図りながら、美しく、また歩いて楽しいまちづくりを進め、地域の活性化につなげていきたいと考えております。以上であります。

白井委員 今回の修景計画では、駅前広場や平和通り、舞鶴城公園周辺など、公有地や公共施設のみ再整備を中心に組み立てておるようですが、なぜ民間所有地やその施設に対して具体的な事業に向けて言及していないのか教えてください。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。この修景計画の実現に向けましては、短期的には景観的な検討を加えた公共施設のリニューアルが中心であります。一方、民有空間の利活用につきましては、地域の皆様の発意が必要であると考えていますが、現段階においては熟度の高い提案がない状況でございます。

県といたしましては、甲府市と連携を図り、関係者の皆様にさらに必要な情報を提供する中で、民間からのよりよい提案を促していきたいと考えております。以上であります。

白井委員 地域活性化のためには、公共施設の再整備とともに民間の活力を生かすことが不可欠であると考えます。特に平和通り西側は民間の方々が所有し、利活用している地域であり、大規模な公共施設が少ないことから、十分な配慮がなされていないのではと私は危惧しているわけであります。平和通りの西側についてどのように計画を進めていくのか所見を尋ねます。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。修景計画では、平和通り西側地域は、土地の有効利用や高度利用の誘導などにより、都市的空間づくりを目指す地域に位置づけております。この地域は、空き地など、この地域にふさわしい利用がされていない土地が多く、良好な景観形成やにぎわいの創出には民間による取り組みが重要と考えております。

このため、地域の民間活力を生かすために、甲府市や甲府商工会議所などとも連携を図りながら、民有地の利活用などについての勉強会や先進地の視察などを行っているところであり、地域の積極的な提案につながるよう努めていきたいと考えております。以上であります。

白井委員 明年度からは副知事をトップに県と市による推進体制を新たに立ち上げ、関係機関との協議や課題克服に当たると知事も表明されていらっしゃるのですが、円滑な事業展開とともに、民間の活力を引き出す観点からも、この組織が十分機能させることが重要だと思いますので、この組織の役割について、県と

してどのように考えているか尋ねます。

酒谷県土整備部長 お答えいたします。甲府駅南口周辺の再整備にあわせた地域の活性化を促進するためには、県と甲府市が共同して取り組んでいくことが必要であり、県市一体となった推進会議を設置することといたしております。

この推進会議では、民有地を含めたエリア全体の計画の推進を図ることとしておりまして、実務者によるワーキンググループを下部組織として備え、民間の方々を初めとする関係団体の御提案や御意見を伺う中で、その提案や御意見に対し、計画への反映の可能性や実施に向けたさまざまな課題に対して幅広い視点から検討を行いながら、事業を進めていくことにより、地域の活性化につなげていきたいと考えております。以上であります。

白井委員

なかなか平和通り西側の整備は難しい、これはだれが考えてもそんなふうだと思うと思いますが、ぜひ、このことについては南口の開発が成功するかどうか、西側に対する県や市の努力、あるいは民間の皆さんの協力にましかかっていると思いますので、ぜひこの点については、くれぐれもひとつ尽力してほしいということでご要望しておきます。

（交通安全施設の整備充実について）

最後に、予算概要97ページの交通安全施設の整備充実についてでありますけれども、道路標識や道路標示が夜間でも見えやすい反射材を用いていく必要があるのではないかと思います。県警の取り組みをお尋ねします。

唐木警察本部長 ただいまの御質問にお答えいたします。まず、道路標識につきましては、新設または更新する際には、すべて自発光式のもの、または反射式のものとしております。

また、道路標示につきましても、ビーズ式のものとしておりまして、さらに山間部等の夜間のはみ出し事故の危険性の高い道路では、高輝度で、かつ、はみ出した場合に音がするリブ式のセンターラインを導入いたしまして、加えて夜間の交通量が多く、かつ低地で水はけの悪い道路では、平成22年度以降、全天候型の路面表示材を試験的に導入しておるところでございます。以上でございます。

白井委員

今、この反射材、いわゆる雨天でも夜間でも見えやすい反射材というのは、なかなか全国的に活用が盛んになっているようでありまして、交通安全協会の資料を見ますと、都道府県でも相当巨額な予算を投入しているところもあるというふうに伺っています。

そんな意味で、道路標示に反射材を導入しようとしても、財政課長もいまずけれども、予算がなかなかつけてもらえないということ、想像以上に感じるんです。本部長、いかがでしょうか。

唐木警察本部長 ただいまの御質問にお答えいたします。道路標示の予算でございますが、平成24年度には約1億300万円を計上いたしております。これは5年前と比較しますと25%程度の減少となっておりますが、一時停止規制箇所の「停止線・止まれ」の表示など、見えづらいことによって交通事故につながる危険性の高いものを優先して更新する等の工夫を行っているところでございます。

こうした工夫もございまして、平成23年の交通事故は5年前と比較して件数が16%、死者数が36%減少するなどしております。現在のところ、目

に見える形で悪影響が生じているとは考えておらないところでございます。以上でございます。

白井委員

今、本部長の御答弁のように、確かに事故件数も、あるいは死者件数も少なくなっているということはデータ上、私も承知してはいるのですが、さらに防災新館への移転のために相当の警察関係予算というのは今後多くなっていくということも想像はできるのでありますけれども、ぜひ、別に全国一とは申しませんけれども、できるだけひとつ、ここには総務部長も財政課長もいらっしゃるわけでありまして、ぜひ警察の要望には財政当局もしっかりこたえていただいて、本当に山梨県はしっかりしているなど、これは本当にね、これ、ちょっと見えにくいでしょうけど、反射材のために一生懸命あちらこちらで導入する運動が起こっているということも事実ですから、答弁は結構ですけれども、御留意いただきたいと強く要望しておきます。以上です。ありがとうございました。

（財政運営について）

前島委員

前島茂松であります。自由民主党の立場から限られた15分でありますけれども、質問をさせていただきたいと思っています。

平成24年度の予算編成の皆様方の御苦勞を多としながらも、大変厳しい経済環境の中で新しい年度に向かって重要な県政課題を私たちは十分精査しながら取り組まなければならぬと、こう思っております。

私が見る、ここ数年の山梨県の県政課題は3つあると思っています。一つは、少子高齢社会にどう対応していくか。非常に早い高齢化の進行、そして、甲高い子供たちの声が少なくなっていく少子社会のこれに対してどう県政は役割を担っていくかというのが一つ。

2番目は、限られた若者たちが、このふるさとの次世代の担い手としてお父さんやお母さんのあとを、地盤を担っていけるような第一次産業、第二次産業、第三次産業の産業基盤をどうつくるかということだと思えます。

そして、3つ目は、高望みができない経済のこの状況の中で、できるだけ財政の健全化に向かって運営をしていく、今、回りに入っていると。この3つの点で私は視点をとらえて質問をさせていただこうと思っています。

まず、財政運営についてであります。4,618億余万円の編成であります。前年度6月現計からいきますと32億円ほど絞って、できるだけ自主財源を努力してという努力のあとが感じられますが、大変厳しい状況であることは言うまでもありません。

特に私は、心配をしている歳入、歳出の一つの象徴としてとらえる問題は、県税収入が御承知のように859億円であります。それに対して県債が9億円低い、ほとんど横並びの公債支出を予定しなければならない。この現状に今、執行部はどのようにこの現状をとらえながら財政運営をしていこうとしているか、まず所見をいただきたいと思っています。

田中総務部長

お答え申し上げます。将来にわたりまして質の高い県民サービスが提供できるように、健全で持続可能な財政運営を確保する必要があるわけですが、そのためには将来の県民負担となります県債等残高を計画的に削減していく必要があるわけですが、

このために、財源の多くが県債発行となります公共事業等につきまして、段階的な縮減を進めまして、通常県債等残高を計画的に削減することというふうにしております。

また、実質交付税であります。国がその配分額を決定する臨財債につきましては、毎年多額に発行せざるを得ない状況が続いているわけですが、国に対しましては臨財債に頼らずに交付税総額の確保を強く要望しているところでございます。

今後とも、県債等残高の削減を着実に進めるとともに、国に対しましては地方税財源の充実強化をあらゆる機会を通じて訴えてまいりたいと思っております。以上でございます。

前島委員

県債残高をいかにその対策を講じていくかということが大きな課題であるということで、今、計画的削減計画をお話いただきました。

そこで、2番目の問題といたしましては、経常収支比率が非常に高くなってきているということですね。平成22年度の決算は88.2%でございましたけれども、その前の平成21年、そしてこれからがちょっと心配になるところであります。ほとんど90%台。これは全山梨県の市町村を含めた自治体の中で山梨県がトップであるわけですが、これをどう弾力性のある経常収支比率、一つの目安をつくっていくかということが課題だというふうに思っています。

いま一つは、3年平均で出していく公債比率ですが、この公債比率について、平成20年度ごろまでは大体12.3%で推移をしていたんですね。していたけれども、平成21年の辺から、いわゆる単年度で見ると、平成22年度は16.9%へ行っていると思うんですね。その3年間平均をとらえていきますと、15.7%であるわけですが、平成21、平成22の単年度を見て、ことしの決算がどんなところになるかわからないけれども、ちょっと高く、その余裕のないところへ来ているのではないかと。そういう感じがするんですが、これに対してどうとらえていらっしゃるのか伺いたいと思っております。

田中総務部長

お答えを申し上げます。まず、経常収支比率についてでございますが、経常収支比率が増高傾向にありますのは、社会保障関係経費が伸びていることが大きく影響するわけでありまして、この点につきましては、これは本県だけではなく、これは全国的な傾向でございますので、これに対処するためには国に対しまして地方税財源の充実強化を要望してまいりたいと考えております。

次に、実質公債費比率の増高傾向についてですが、この点につきましては、御指摘のとおり、明年度の当初予算案をベースにいたしまして、今後、県税収入とか交付税の収入が同額で推移するという前提で試算していきますと、過去の経済対策の影響もありまして、平成28年度には17%台半ばまで上昇する見込みでございます。

一方で、これまで県の行革大綱、あるいは第二期チャレンジ山梨行動計画によりまして、この5年間、県債等残高の削減に取り組んできたわけですが、この結果としまして将来負担比率、これはストックベースの県債残高そのものでございますが、これについては改善をしてきているわけですが、今後も着実に県債等残高の削減に取り組むことによりまして、中長期的で見れば、実質公債費比率も低減していくことになるものと見込んでいるところでございます。以上でございます。

前島委員

私は、知事就任して5年、非常に積極的に厳しい財政環境、そして自主財政力が弱い県にありましても積極的に事業の展開を進めてきていただいたと思っております。しかし、これからは国防用語ではないけれども、専守防衛の方向に少し入っていかないと心配だと、こう思っていますので、ひとつ提言させ

ていただきたいと思っています。

次に、職員給与削減について伺いたいと思っています。去る2月29日に国家公務員給与削減法が与野党賛成多数で成立したことは御承知のとおりであります。2011年度の人事院勧告0.23%の引き上げを、昨年4月にさかのぼって実施した上で、2012年、2013年度の2カ年、人事院勧告実施分を含め、平均で7.8%削減する内容となっているところであります。

あわせて附則の中に、地方公務員の給与削減については特例法の附則で、地方公務員法及びその法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応するとしています。私は、今申し上げましたような財政環境の中で、私は多くを申し上げませんが、やはり全国の自治体がかかりこの方向に呼応して動いているように見えております。

そこで、財政の現状と、当面する県政の諸課題、県民の目線を考えて、県職員の給与について今までも努力をしていただけたけれどもっと皆さん方に自主的に、自発的に取り組んでいただきたいことを検討すべきではないかと、こう思っていますとお尋ねをさせていただくところであります。

田中総務部長

お答えを申し上げます。御指摘の国家公務員の給与削減につきましては、国の厳しい財政事情を踏まえて行うものと理解しておりまして、地方公務員の給与につきましては、それぞれの地方公共団体において自主的に判断して決定すべきものであると考えております。

県では、これまでも特別職につきましては、平成16年1月から、一般職につきましては平成18年の1月から、独自の職員給与の特例減額措置を実施してきた経緯がございます。昨年10月からは徹底した行財政改革をさらに進めていくことが不可欠な状況にあることを踏まえまして、知事を初めとする特別職と一般職の管理職につきましては、新たな特例減額措置を実施しているところでございます。

今後につきましては、国家公務員給与削減に係ります臨時特例法が及ぼします、地方交付税等への影響や、他の地方公共団体の動向を見極める必要があると考えております。以上でございます。

(山梨ことぶき勸学院運営費について)

前島委員

どうかひとつ前向きに検討していただきたいと思っています。

次は、山梨ことぶき勸学院の運営費3,898万円に関連してお伺いたします。このことについては、昭和62年に発足して足かけ24年ぐらいい経過して、高齢者の皆様方、成人の方々がさらに芸術文化を深めて、地域のリーダーとして貢献をしていきたいという御趣旨に大筋理解をしながら、皆さん方が頑張っていたところでございます。

しかし、この間、御承知のように、昨年、県の依頼をした行政評価アドバイザーの評価においては、少し費用対効果を含めて時代が変わってきて、非常に1人当たりの財政負担が多い。そういうふうなことを含めて、見直しを含めて廃止すべきだというお話の答申でございましたね。

そのことについて、具体的に今、ここ数年の御利用をいただいている、定員に対する利用状況、それと、1人当たりどのぐらいの経費がかかっているのか、この内容についてちょっとお尋ねしたいと思っています。

瀧田教育長

ただいまの御質問にお答えいたします。ことぶき勸学院の学生数でございますが、入学定員360名に対し、ここ数年は三百余名が入学してございます。2年間でございますので、六百数十名が勉強し、ほぼ定員の9割弱の学生数で

ございます。一方、大学院につきましては、定員280名に対し、毎年7割前後の入学生がおりますので、三百数十名が勉強しております。合わせますと、平成23年度は学生数943名が勉強しております、23年度予算においては四千八百余万円の予算額に対し、四千百余万円を一般財源から支出することとしておりますので、1人当たりの県費支出額は約4万3,000円ほどとなっております。以上でございます。

前島委員

ちょうど昭和62年の時代というのは、まだバブルが実感として受けられない、県税収入も1,200億円ぐらい伸びている時代ではなかったかと思えますね。そのころの時代というのは余裕がありましたから、随分そういう点で手厚い支援をされたと思うんですけども、この状況の中では、もう思い切って、この事業というのは補助金制度に切りかえていくべきだと。そして、受益者負担を原則にした運営形態に思い切って切りかえていく。このやり方で、幸い皆さん方もそういう点で応分の負担をしたいというような御意見も発議として承っておりますので、どうかそういう前向きな努力を皆さん理解していただいて、比較的私はこの事業というのは、福祉行政のレベルじゃないと思うんですね。これはどちらかというと、高いレベルの、そして恵まれた方々が人生をさらに充実させていこうという流れもあるのではないかと思いますので、御協力をいただくべきだと思っておりますが、所見を伺います。

瀧田教育長

お答えいたします。ことぶき勸学院につきましては、抜本的な見直しをすることとしておりまして、明年度からは大学院を廃止し、平成25年度から生涯学習センターと組織を統合して新たな体制でスタートすることとしております。

御指摘の受益者負担につきましては、現在、基本学習費として年間8,000円を徴収させていただいておりますが、行政評価アドバイザーからは、1人当たりの県費負担額が高額であるということも指摘されておりますし、また、民間の生涯学習の講座を受講する場合には、相当な額の受講料が必要だという実態もございます。

そこで、平成25年度から新たな体制でスタートいたしますことぶき勸学院におきましては、組織や受講体制を大幅に見直すとともに、基本学習費についても適正な受益者負担という観点から引き上げを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(子育て支援について)

前島委員

次に、子育て支援についての予算に関連して、こども園関係のことについて伺いたいと思っております。御承知のように、社会福祉構造改革が進む中で、平成12年には介護保険、そして平成18年には自立支援法の障害者、そして御承知のように平成25年度に向かって、子ども・子育て新システムが導入され、平成27年から3カ年で全国の幼稚園と保育園を総合こども園の名のもとですべて移行していくという流れが今、案として国会に上がろうとしているところでございます。

そこで、これは保育所関係の皆さん、幼稚園の関係の皆さんにとって大変な変革であるわけでありまして、このことについてのスムーズな移行を進めていくためには、相当早い時期から取り組む必要があると思っておりますので、お伺いしておきたいと思っております。県の今の取り組み状況について含めてお願いをしたいと思っております。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。子ども・子育て新システム法案の骨子によりますと、市町村は地域の子育てニーズを把握した上で事業計画を策定して、これをもとに必要とされる施設整備や各種事業を実施することとなっております。総合こども園への移行につきましても、この事業計画に基づいて適切に進められるよう、県では市町村等に対して必要な助言や指導を行ってまいりたいと考えております。

また、制度移行に伴う県の役割でございますけれども、法案の骨子によりますと、総合こども園の設置認可や指導、監督等についての権限は、現行の保育所や幼稚園の基準を踏まえることとしておりますことから、こうした県の権限や役割は制度移行後も変わらないものと考えております。

なお、国では、子ども・子育て新システムへの移行に向けて、総合こども園の設置や運営に関する基準の詳細につきまして検討していくこととなりますけれども、県では今後も国の動向を注視しながら、この制度がよりよいものとなるよう、必要がある場合には全国知事会などを通じて、要望等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

（障害者支援について）

前島委員

同じ福祉系のことでございますが、障害者支援関係の予算に関連をいたしまして伺いたいと思います。御承知のように自立支援法が平成18年に制度化されて、一部猶予期間5年間をおいて、いよいよすべての全国の障害者の皆さん方の新しい総合福祉法という名のもとで、新しい新体系に移行していかなければなりません。非常に障害者の皆さん方は、それぞれの区分認定をいただいて、そのサービスが果たして受けられるかどうか、そして我々は地域で社会化しろといて働く場所があるかどうか、生活を支援してもらえよう背景があるかどうか、そのことで大変悩んでいらっしゃる現状であります。

そのことについての県の取り組みと移行に対する状況についてお話をいただきたいと思っております。

古屋福祉保健部長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。先に県下の移行状況についてお答えをいたします。県内の105の障害者の入所・通所施設でございますけれども、これまでに既に88の施設が新体系に移行済みであります。17施設が残っておりますが、現在、これら施設につきましても移行に向け、書類審査を経て、設備等の確認を行っております。4月1日にはすべての施設がいわゆる新体系に移行できるものと見込んでおります。

また、新体系移行の県の役割というお尋ねでございますけれども、4月1日以降、新体系に移行した施設が障害福祉サービスを円滑に提供できますように、障害者自立支援対策臨時特例基金事業等によりまして、就労支援、それから議員御指摘の受け皿、施設設備の基盤整備等につきまして支援を継続してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

（県営土地改良事業費について）

前島委員

次に、県営土地改良事業費54億五千余万円に関連をして伺いたいと思っております。御承知のように、環太平洋経済連携協定、TPPが参加をするという方向で政府は取り組み始めておまして、本当に新しい貿易体制のアジアを中心とする流れが始まろうとしているところでございます。もちろん、我が国は貿易国であります。この連携協定に前向きに取り組んでいかなければならないことは論をまたない、避けて通れない問題です。

しかし、そのときに一番大きな打撃を受けるのは農業分野でございます。この農業分野にあって、例えば私たちの日本の農業、山梨の農業の実態を見ると、

果たして国際競争に勝てるかという疑念をお互いに持っているわけでありませす。

そこで、私は特に農業の分野では、その基本的な耕種農業の耕地の基盤整備というのが大きな課題だと思っております。その耕地の基盤整備に対して特に立ちおけているのは、いわゆる早い時期に、30年代の果樹へ転換した中山間地、この山梨の最大の果樹王国を担っている、この地域が整備がおけると。これに対してどのような取り組みを今しようとしているか、このことについて伺いたいと思っております。

松村農政部長

ただいまの御質問にお答えします。本県の果樹産地におきましては、これまでも畑地帯総合整備事業などを活用いたしまして、品目別の団地化や農地集積が効率的に行える圃場整備などの基盤整備を実施してまいりました。

一方、本県の農地面積でございますけれども、そのうち6割が営農条件の厳しい中山間地域にございまして、この地域におきましてもそういう状況にあるにもかかわらず、全国に誇る果物を生産する意欲的な農家が数多くおられます。

つきましては、平成24年度の当初予算におきまして、県営土地改良事業費のうち、現況の地形を生かした圃場整備などを実施する中山間地域総合整備事業費を本年度の3割増に当たる約25億円を確保いたしました。このような地域の実情に即したきめ細かな整備にも配慮することで、農政の指針でもございませすルネサンス大綱に掲げる、平成26年度までに果樹園の整備率を38%まで高めるという目標を達成できるように鋭意努めていきたいと思っております。以上であります。

(新産業の創出について)

前島委員

次に、新産業の創出について知事が非常に力を入れていらっしゃる事業であります。山梨県の現状を見ますと、医療と福祉の分野、情報の関係の一部が非常に伸びておりますけれども、あとはもう製造業から観光業、それから建設業、あらゆるものが落ち込んでいる。そのことが若者の就職を困難にしているわけですね。どうしてもこれからは新産業を創出していかねばならない。そういう命題に今、直面をしているわけです。そのことについて知事の御所見を承りたいと思っております。

横内知事

本県の産業の中心は何といっても製造業の75%を占める機械電子産業でございまして、これが経済をずっとここ20年間、支えてきてくれたわけでございますけれども、機械電子産業は、言うまでもなく円高だとか、あるいは新興国の追い上げなどによりまして大変厳しい状況にあるわけでございませす。そういう点で、本県がこれからも経済的に伸びていくためには、委員が御指摘になりましたように、新しい産業を育成していくということが大変大事な課題だと思っております。

そして、新しい産業を育成していくということになりますと、既存の中小企業の皆さんで意欲のある方々に対しては、新しい技術とか新しい製品の研究開発をしていくという、それを促進していくということが大変大事だと思っております。そういう観点から本年度、産業振興事業費補助金という制度をつくらせていただいたわけでございます。これは最大2,000万円まで研究開発に対して支援をするという、大変に思い切った制度でございませすけれども、これに対して既に県内の中小企業7社を採択しております。それぞれ企業は燃料電池関係の部品の技術開発だとか、あるいは次世代半導体で使われる新素材の加工技術などの研究開発が始まっているということでございませす。

いずれにいたしましても、今後、本県の中小企業の新技術、新製品の開発の促進に対しては、本県の制度でもほかにもいろいろありますし、また、国の制度にもいろいろ支援措置がございますので、それぞれの企業に最も適した支援措置を企業に提供して、また、技術開発を促進して新産業をぜひ育成をしていきたいと、このように考えておりました、これは本当の最重点策として取り組んでいきたいと思っております。

（林業公社について）

前島委員

最後に、林業公社はいよいよ廃止をして、平成29年度から新たな方向に向かうわけですが、そのことについてお伺いをさせていただきたいと思っております。時間がありませんので、5,000人に及ぶ地権者の皆さん方、所有者の方々と同様に運営をしていくと、協議を重ねて御理解をいただくということでもあります。

その中で、私はちょっと1点、指摘をしておきたいと思っております。それは、皆さん方の改革プランの中で70年後には40億円台の黒字が出るという試算表を説明されていますね。これはやっぱりちょっと地権者の皆さん方の心情を害することだと私は思います。問題は分収を泣かせることです。分収を所有者に泣かせる、その再更新をするに当たって、これを将来、黒字になるとするならば、伐期を延長するぐらいのことはいいけれど、そうしておいてもらいたいと、こういうことでもありますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

中楯森林環境部長 林業公社改革でございますけれども、今後5年間の間に約25億円の補助金をいただきまして、公益財団法人を維持しながら解散手続にもっていくということでございます。5年間25億円を投入していただきまして、その後、183億円の債権放棄をお願いするということでございます。その上で70年後には40億円の黒字が伐採収入等によって出るということで、トータルでは160億円を上回る県民負担が出るということでございます。

今後、土地所有者とは分収割合の見直し、あるいは契約期間の延長、こういった問題を主な交渉内容として取り組んでいくわけでございます。

このうち、分収割合につきましては、債務処理に多額の県民負担を伴うこと、今申し上げましたような多額な県民負担を伴うこと、あるいは既に他県において見直しを行っている状況、こうしたものを御理解をいただく必要がある。しっかりと御理解をいただくための努力をしていくということでございます。

契約期間につきましては、材を大きくして、抜き取りによる伐採収入の額を、それから天然力を活用いたしまして、できるだけ経費をかけない形で、針広混交林化を図って公益的機能の維持増進を図っていく。この両面をねらって、20年、40年の契約期間の延長をお願いしているということでございます。

委員御指摘のとおり、改革の背景、あるいは内容につきまして、土地所有者の方々丁寧に説明を行いまして、御意見を伺いながら、改革プランに沿って進めていくものでございます。以上でございます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

予算特別委員長 望月 清賢